第4期鎌倉市障害者基本計画

令和6年度(2024年度)~令和 || 年度(2029年度)

令和6年(2024年)3月 鎌倉市

はじめに



本市では、平成30年(2018年)3月に第3期鎌倉市障害者基本計画を策定し、6年間に渡り、福祉、医療、保健、教育、労働、地域など、様々な分野の関係機関と連携を図りながら障害者施策に取り組んでまいりました。

この間、新型コロナウィルス感染症の流行、ロシアのウクライナ侵攻や円安による原油価格・物価高騰、令和6年能登半島地震の発生などによる災害に対する危機意識の高まりなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼす社会環境の変化がありました。 障害福祉分野においては、福祉業界の人材不足や地域住民が

抱える課題の複雑化・複合化、医療的ケアや強度行動障害など高い専門性が求められる対 応の増加、障害者の緊急時の対応、障害特性に応じた多様な就労支援などの課題に対し、 時代や社会の変化に合わせた様々な支援やサービスの提供が求められています。

本市においては、平成 31 年(2019 年) 4 月から「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、多様性を認め、お互いを尊重し、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めており、その中で、令和 3 年(2021 年) 7 月には「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、多様な手段により情報提供を行うよう努めているところです。

これらを踏まえ、このたび「第4期鎌倉市障害者基本計画」を策定いたしました。この計画では前計画に引き続き、「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標とし、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する「地域生活支援拠点等整備事業」や、障害のあるなしにかかわらず誰もが安心して子育てができる環境整備を目的とした「障害児の障害福祉サービス利用者負担額等の助成」、障害のある方がいきいきと働けるよう「障害者雇用の促進」など、多くの施策を盛り込んでいます。

この計画の策定に当たりましては、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、 鎌倉市障害者支援協議会のほか、関係団体や市民の皆様にご尽力いただきました。心から 厚くお礼申し上げます。

これからも、一歩一歩着実に鎌倉市の障害福祉行政を進めてまいります。

令和6年(2024年)3月

鎌倉市長 松尾 崇

目 次

第十章	章	計画の概要	١
I		計画改定の趣旨	I
2	2	計画の位置付け	6
3	3	計画期間	8
第2章	章	障害者を取り巻く状況	9
I		障害者数	9
2	2	身体障害者の状況	П
3	3	知的障害者の状況	14
4	\	精神障害者の状況	16
5	5	障害児支援の状況	19
6	5	特別支援教育の状況	23
7	7	雇用の状況	26
第3章	章	計画の考え方 2	28
I		将来目標	28
2	2	将来目標実現に向けての基本的視点	29
3	3	施第の休系	3 I

第4章	施策の展開(個別事業)	33
I	共生社会の推進	. 33
2	暮らしの環境整備	. 38
3	情報提供・意思疎通支援の充実	.41
4	防災・防犯等の推進	. 45
5	保健・医療の推進	. 48
6	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	.51
7	子どもへの支援の充実	. 62
8	雇用・就労支援の推進	. 67
第5章	計画の進行管理	71
1	障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会	.71
2	PDCAサイクル	.71
3	鎌倉市障害者支援協議会	. 72
S4 1.1.1-		
資料編	•••••	73
I	計画策定の経過	. 73
2	障害者施策に関する主な法制度等の動向	. 75
3	福祉に関する実態調査結果(概要版)	. 77
4	障害福祉サービス提供実態調査結果(概要版)	116
5	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例	128
6	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則	130
7	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿	131
8	鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱	132
9	用語解説	133

第1章 計画の概要

計画改定の趣旨

(1) 国の動向

国では、平成 28 年 (2016 年) 4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を、令和 3 年 (2021 年) 4月に「地域共生社会の現実のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行する等、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域社会における共生の実現を目指しています。

障害福祉サービスの拡充等に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 (2013 年) 4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」が施行されています。平成 30 年 (2018 年) 4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の更なる拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、令和5年(2023年)3月に策定した「第5次障害者基本計画」について、策定に当たっては、令和4年(2022年)5月に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえています。

(2)神奈川県の動向

神奈川県では、平成 28 年(2016 年)7月 26 日に県立障害者支援施設である 津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が 発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生 きる社会の実現を目指し、平成 28 年(2016 年)10 月に「ともに生きる社会か ながわ憲章」を策定しました。そして、当事者目線の障害福祉の推進を図り、 誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現を目的とした「神奈川県当事者目 線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~」を令和 5 年(2023 年) 4月に施行しました。 神奈川県は、この「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、平成31年(2019年)3月に「かながわ障がい者計画(平成31年度~令和5年度)」を、当事者目線の支援の実践により「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、令和4年(2022年)3月に「神奈川県障がい福祉計画(第6期 令和3年度~令和5年度)」をそれぞれ策定し、障害者施策を推進しています。また、令和6年度(2024年度)からはこの二つの計画を一本化し「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~に基づく基本計画」を策定しています。

(3) 市の動向

本市が目指す「共生社会」は、多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会です。日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまり、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。

本市では、この「共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成 31 年(2019 年)4月1日から施行しました。条例では、個性や多様性の尊重、支え合い、社会参画の拡充を基本理念として、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、共生社会の実現のために取り組むことを規定しています。また、市の基本的な施策として、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを規定しており、令和3年(2021 年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、市は視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めるものとしています。

国が、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年(2020年)6月に「社会福祉法」を改正し、令和3年(2021年)4月に「重層的支援体制整備事業」を創設したことを受け、本市でも、令和4年(2022年)4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。重層的支援体制整備事業は、これまでの福祉制度・政策と、生活を送る中で直面する困難・生きづらさにより生じる様々な支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画 (第3期障害児福祉計画)」については、これらの基本理念を踏まえ、策定しま す。

(4)鎌倉市障害者福祉計画について

本市では、平成30年(2018年)3月に「第3期鎌倉市障害者基本計画」を、令和3年(2021年)3月に「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」をそれぞれ策定し、障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまちを目指して様々な取組を行ってきました。

「第3期鎌倉市障害者基本計画」及び「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画 (第2期障害児福祉計画)」の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了 することから、本市の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和6年度 (2024年度)を初年度とした「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)」を策定します。

(5) SDGs の取組



ア 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された"地球上の誰一人として取り残さない"を基本理念とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、先進国を含む全世界共通の目標として、平成28年(2016年)~令和12年(2030年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。



出典:外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」より

イ 本計画とSDGs

本市では、国(内閣府地方創生推進事務局)において、市が提案した 『持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造』が、「SDGs未来都 市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことから、本市の最上位計 画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において、達成に向けて令和 7年度(2025年度)までに取り組む方向性とその実現に向けた取組を示して います。本計画においても、SDGsの視点について配慮しながら策定します。

◆SDGs の目標達成に向けた取組の方向性



計画の位置付け

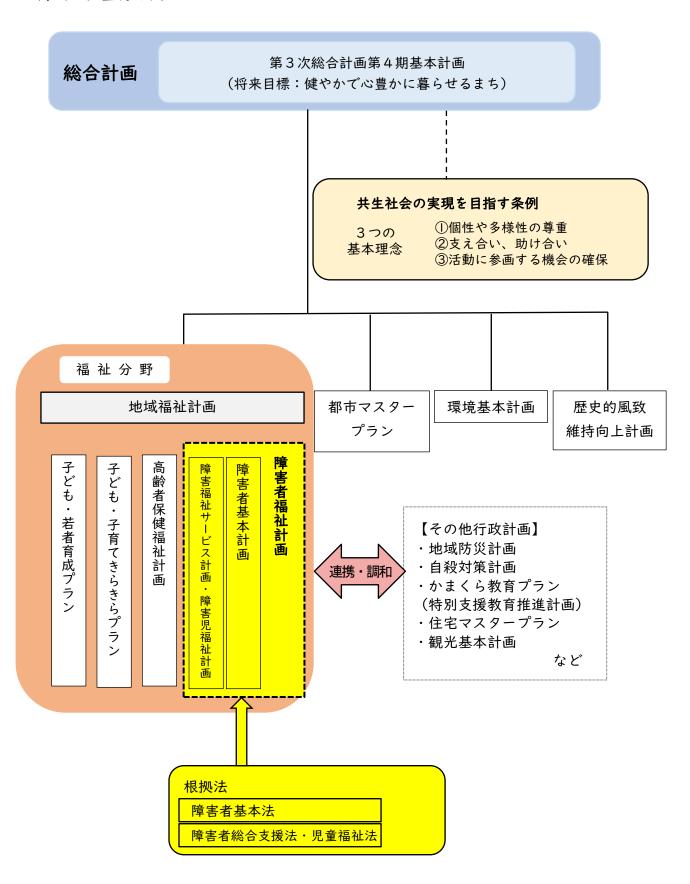
「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス 計画」及び「鎌倉市障害児福祉計画」で構成しています。

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第 II 条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県の「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置付けています。また、本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置付けています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第 | 項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。なお、児童福祉法の改正により、平成30年度(2018年度)から障害児福祉計画を定めることとなりました。障害者総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、「鎌倉市障害児福祉計画」は「鎌倉市障害福祉サービス計画」と一体的に策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市地域防災計画」「鎌倉市自殺対策計画」「鎌倉市特別支援教育推進計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など関連する他の行政計画とも連携しながら、また、本市で策定している「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」や「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」などの関連条例についても考慮しながら、施策の推進を図っていきます。

計画の位置付け図



3 計画期間

(I)鎌倉市障害者基本計画

現行の「第3期鎌倉市障害者基本計画」は平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間を計画期間としており、新たに策定する「第4期鎌倉市障害者基本計画」は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

(2)鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

現行の「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」は 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間として おり、新たに策定する「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障 害児福祉計画)」は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)ま でを計画期間とします。

各計画について、国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 II 年度 (2029 年度)
鎌倉市 障害者基本計画			第4	- 期		
鎌倉市 障害福祉サービス 計画		第7期				
鎌倉市 障害児福祉計画		第3期				

第2章 障害者を取り巻く状況

障害者数

令和5年(2023年)4月1日現在の鎌倉市の障害者数(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数)は、7,422人です。同日の鎌倉市の総人口が、171,914人であり、障害者の総人口に占める比率は約4.3%です。

障害者手帳所持者数全体の推移は、令和元年度(2019 年度)と比べ、0.8%の増加となっていますが、このうち特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が、28.2%と大きな増加率となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数が占める構成比率も、令和元年度(2019 年度)の19.0%から、令和5年度(2023年度)は24.1%に増えるなど、年々上昇しています。身体障害者手帳所持者数については、76.1%が65歳以上であるため、自然減の影響も受け、令和元年度(2019年度)からの4年間の増減率については、9.2%減少しています。

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

単位:人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
令和元年度 (2019 年度))	4, 935	1, 028	1,397	7,360
(構成比率)	(67.0%)	(14.0%)	(19.0%)	(100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度)	4, 869	1, 060	1,494	7,423
(構成比率)	(65.6%)	(14.3%)	(20.1%)	(100.0%)
令和3年度 (2021年度)	4,740	1,082	1,571	7,393
(構成比率)	(64.1%)	(14.6%)	(21.3%)	(100.0%)
令和 4 年度 (2022 年度)	4,657	1,100	1,676	7,433
(構成比率)	(62.7%)	(14.8%)	(22.5%)	(100.0%)
令和5年度 (2023年度)	4,483	1,148	1,791	7,422
(構成比率)	(60.4%)	(15.5%)	(24.1%)	(100.0%)
前年度比	96.3%	104.4%	106.9%	99.9%
上記年度期間の 増減率	▲9.2%	11.7%	28.2%	0.8%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は各前年度3月31日現在

各年度4月1日現在

年齢区分別障害者手帳所持者数は、3 障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害者手帳所持者数については、65 歳以上が最も多く 76.1%、療育手帳所持者数については、18~39 歳が最も多く 38.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、40~64 歳が最も多く 61.4%となっています。

2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

単位:人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
18 歳未満	80	315	54	449
(構成比率)	(1.8%)	(27.4%)	(3.0%)	(6.0%)
18~39 歳	156	443	448	1,047
(構成比率)	(3.5%)	(38.6%)	(25.0%)	(14.1%)
40~64 歳	835	321	1,099	2, 255
(構成比率)	(18.6%)	(28.0%)	(61.4%)	(30.4%)
65 歳以上	3,412	69	190	3,671
(構成比率)	(76.1%)	(6.0%)	(10.6%)	(49.5%)
٨١	4,483人	1,148	1,791	7,422
合計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課

令和5年(2023年)4月1日現在

[※]精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年(2023年)3月31日現在

[※]精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19歳以下」「20~39歳」「40~64歳」「65歳以上」

2 身体障害者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の鎌倉市における身体障害者手帳所持者数は、 4,483人です。

障害等級別の身体障害者手帳所持者数については、I級、2級の重度障害者が 2,315 人(51.6%)と過半数を占めています。

令和元年度(2019年度)からの4年間の増減率については、全ての等級について減少しています。

2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

	I 級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和元年度 (2019 年度)	1,849	736	683	1,131	219	317	4,935
(構成比率)	(37.5%)	(14.9%)	(13.9%)	(22.9%)	(4.4%)	(6.4%)	(100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度)	1,803	715	695	1,126	210	320	4,869
(構成比率)	(37.0%)	(14.7%)	(14.3%)	(23.1%)	(4.3%)	(6.6%)	(100.0%)
令和3年度 (2021年度)	1,772	687	662	1,105	207	307	4,740
(構成比率)	(37.4%)	(14.5%)	(13.9%)	(23.3%)	(4.4%)	(6.5%)	(100.0%)
令和 4 年度 (2022 年度)	1,738	667	669	1,072	208	303	4,657
(構成比率)	(37.3%)	(14.3%)	(14.4%)	(23.0%)	(4.5%)	(6.5%)	(100.0%)
令和5年度 (2023年度)	1,671	644	662	1,034	189	283	4,483
(構成比率)	(37.3%)	(14.4%)	(14.8%)	(23.0%)	(4.2%)	(6.3%)	(100.0%)
前年度比	96.1%	96.6%	99.0%	96.5%	90.9%	93.4%	96.3%
上記年度期間 の増減率	▲9.6%	▲ 12.5%	▲ 3.1%	▲8.6%	▲ 13.7%	▲ 10.7%	▲9.2%

(資料) 障害福祉課

※ Ⅰ級(重度) ⇔ 6級(軽度)

各年度4月1日現在

障害種別の身体障害者手帳所持者数の構成比率は、肢体不自由が全体の 45.2%と 約半数を占めています。次に、内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害)が 36.3%で多くを占めています。

令和元年度(2019年度)からの4年間の増減率については、聴覚・平衡機能障害が4.3%、音声・言語・そしゃく機能障害が11.4%増加しています。また、視覚障害が5.6%、肢体不自由が14.5%、内部障害が6.6%それぞれ減少しています。

2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
令和元年度 (2019 年度)	341	441	44	2, 369	1,740	4,935
(構成比率)	(6.9%)	(8.9%)	(0.9%)	(48.0%)	(35.3%)	(100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度)	330	457	44	2, 283	1,755	4,869
(構成比率)	(6.8%)	(9.4%)	(0.9%)	(46.9%)	(36.0%)	(100.0%)
令和3年度 (2021年度)	323	442	47	2, 181	1,747	4,740
(構成比率)	(6.8%)	(9.3%)	(1.0%)	(46.0%)	(36.9%)	(100.0%)
令和 4 年度 (2022 年度)	320	448	42	2,091	1,756	4,657
(構成比率)	(6.9%)	(9.6%)	(0.9%)	(44.9%)	(37.7%)	(100.0%)
令和5年度 (2023年度)	322	460	49	2,026	1,626	4,483
(構成比率)	(7.2%)	(10.2%)	(1.1%)	(45.2%)	(36.3%)	(100.0%)
前年度比	100.6%	102.7%	116.7%	96.9%	92.6%	96.3%
上記年度期間 の増減率	▲ 5.6%	4.3%	11.4%	▲ 14.5%	▲ 6.6%	▲9.2%

(資料)障害福祉課 各年度4月1日現在

障害種別・年齢区分別の身体障害者手帳所持者数の状況については、全ての障害 種別で、年齢が上がることに伴って増加しており、特に 65 歳以上の高齢者の比率が 高くなっています。

2-2-3 障害種別・年齢区分別の身体障害者手帳所持者数の状況

単位:人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18 歳未満	5	15	0	45	15	80
(構成比率)	(0.1%)	(0.3%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.3%)	(1.8%)
18~39 歳	9	27	2	101	17	156
(構成比率)	(0.2%)	(0.6%)	(0.0%)	(2.3%)	(0.4%)	(3.5%)
40~64 歳	66	63	12	445	249	835
(構成比率)	(1.5%)	(1.4%)	(0.3%)	(9.9%)	(5.6%)	(18.6%)
65 歳以上	242	355	35	1,435	1,345	3,412
(構成比率)	(5.4%)	(7.9%)	(0.8%)	(32.0%)	(30.0%)	(76.1%)
合計	322	460	49	2,026	1,626	4,483
(構成比率)	(7.2%)	(10.2%)	(1.1%)	(45.2%)	(36.3%)	(100.0%)

(資料) 障害福祉課

令和5年(2023年)4月1日現在

3 知的障害者の状況

令和5年(2023年)4月 | 日現在の鎌倉市における療育手帳所持者数は、1,148人です。

障害程度別の療育手帳所持者数については、最重度(AI)が239人(20.8%)、重度(A2)が235人(20.5%)、中度(B2)が271人(23.6%)、軽度(B2)が403人(35.1%)となっています。

令和元年度(2019年度)からの4年間の増減率については、全体で II.7%の増加となっています。その中で軽度(B2)の増加率が20.3%と最も高く、次いで中度(B1)が10.2%になっています。

2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

単位:人

	最重度(AI)	重度 (A2)	中度(BI)	軽度 (B2)	合計
令和元年度 (2019 年度)	219	228	246	335	1,028
(構成比率)	(21.3%)	(22.2%)	(23.9%)	(32.6%)	(100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度)	221	229	258	352	1, 060
(構成比率)	(20.9%)	(21.6%)	(24.3%)	(33.2%)	(100.0%)
令和3年度 (2021年度)	227	225	259	371	1,082
(構成比率)	(21.0%)	(20.8%)	(23.9%)	(34.3%)	(100.0%)
令和 4 年度 (2022 年度)	231	229	253	387	1,100
(構成比率)	(21.0%)	(20.8%)	(23.0%)	(35.2%)	(100.0%)
令和5年度 (2023年度)	239	235	271	403	1,148
(構成比率)	(20.8%)	(20.5%)	(23.6%)	(35.1%)	(100.0%)
前年度比	103.5%	102.6%	107.1%	104.1%	104.4%
上記年度期間 の増減率	9.1%	3.1%	10.2%	20.3%	11.7%

(資料) 障害福祉課 各年度4月1日現在

障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況については、重度(A2)を除いた障害程度で 18~39 歳の割合が最も高くなっています。

また、それぞれ年代別で最も多いのは、18 歳未満及び 18~39 歳では軽度(B2)、40~64 歳では重度(A2)、65 歳以上では、中度(BI)となっています。

2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

単位:人

	最重度(AI)	重度 (A2)	中度(BI)	軽度(B2)	合計
18 歳未満	51	46	60	158	315
(構成比率)	(4.4%)	(4.0%)	(5.2%)	(13.8%)	(27.4%)
18~39 歳	101	78	93	171	443
(構成比率)	(8.8%)	(6.8%)	(8.1%)	(14.9%)	(38.6%)
40~64 歳	77	91	90	63	321
(構成比率)	(6.7%)	(7.9%)	(7.9%)	(5.5%)	(28.0%)
65 歳以上	10	20	28	11	69
(構成比率)	(0.9%)	(1.8%)	(2.4%)	(0.9%)	(6.0%)
合計	239	235	271	403	1,148
(構成比率)	(20.8%)	(20.5%)	(23.6%)	(35.1%)	(100.0%)

(資料) 障害福祉課

令和5年(2023年)4月1日現在

4 精神障害者の状況

令和5年(2023年)3月31日現在の鎌倉市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,791人です。

障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数については、2級が最も多く1,192 人(66.6%)となっています。

平成30年度(2018年度)からの4年間の増減率については、全体で28.2%の増加となっています。その中で3級の増加率が40.7%と最も高くなっています。

2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

	I 級	2級	3級	合計
平成 30 年度 (2018 年度)	195	917	285	1,397
(構成比率)	(14.0%)	(65.6%)	(20.4%)	(100.0%)
令和元年度 (2019 年度)	184	997	313	1,494
(構成比率)	(12.3%)	(66.7%)	(21.0%)	(100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度)	186	1,057	328	1,571
(構成比率)	(11.8%)	(67.3%)	(20.9%)	(100.0%)
令和3年度 (2021年度)	186	1, 127	363	1,676
(構成比率)	(11.1%)	(67.2%)	(21.7%)	(100.0%)
令和 4 年度 (2022 年度)	198	1,192	401	1,791
(構成比率)	(11.0%)	(66.6%)	(22.4%)	(100.0%)
前年度比	106.5%	105.8%	110.5%	106.9%
上記年度期間の増減率	1.5%	30.0%	40.7%	28.2%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

※Ⅰ級(重度)⇔3級(軽度)

年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況については、40~64 歳が最 も多く、1,099人(61.4%)となっています。

2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

単位:人

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19 歳以下	54
(構成比率)	(3.0%)
20~39 歳	448
(構成比率)	(25.0%)
40~64 歳	1,099
(構成比率)	(61.4%)
65 歳以上	190
(構成比率)	(10.6%)
合計	1,791
(構成比率)	(100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター 令和5年(2023年)3月31日現在

令和5年(2023年)3月31日現在の鎌倉市における自立支援医療(精神通院医療) 受給者証認定者数は、2,772人です。

平成30年度(2018年度)から4年間の増減率については16.2%の増加となってい ます。

2-4-3 自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数の推移

単位:人

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
平成 30 年度 (2018 年度)	2,385
令和元年度(2019 年度)	2,469
令和 2 年度(2020 年度)	2,852
令和3年度(2021年度)	2,624
令和 4 年度(2022 年度)	2,772
前年度比	105.6%
上記年度期間の増減率	16.2%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

年齢区分別の自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数の状況については、 40~64 歳が最も多く、1,668人(60.2%)となっています。

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数の状況

単位:人

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
19 歳以下	67
(構成比率)	(2.4%)
20~39 歳	658
(構成比率)	(23.7%)
40~64 歳	1,668
(構成比率)	(60.2%)
65 歳以上	379
(構成比率)	(13.7%)
合計	2,772
(構成比率)	(100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター 和5年(2023年) 3月31日現在

(1)鎌倉市における障害児支援体制の整備状況

鎌倉市では昭和52年(1977年)に「障害児福祉センターあおぞら園(現:児童発達支援センターあおぞら園)」を開設し、就学前の障害のある子どもへの支援を行ってきました。また障害の早期発見、早期療育の推進のため、昭和58年(1983年)に療育相談担当を設置し、乳幼児健診後のフォローグループや幼稚園、保育所等への巡回相談を実施しました。

平成 I8 年 (2006 年) には、ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備 し、発達支援システムネットワークを設置しました。

平成 20 年度 (2008 年度) から実施している 5 歳児すこやか相談は、発達障害等の早期発見、適切な支援のため実施しています。段階的に実施対象園を増やし、平成 26 年度 (2014 年度) からは鎌倉市在住のすべての 5 歳児 (年中年齢児) を対象として実施しています。

さらに平成 21 年度(2009 年度)には、発達が「少し気になる」という段階から相談ができるよう、子育て支援の観点からこどもみらい部に発達支援室を設置し、早期発見、早期支援の体制整備を進めてきました。

発達支援室に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、 保育士、児童指導員などの専門職が支援を必要とする子どもの相談や支援を行っています。また、幼稚園、保育所及び認定こども園に在籍する支援を必要と する子どもが地域社会で成長していくことができるよう、専門職が園を訪問し 園への助言を行う、巡回相談事業を実施しています。

平成 29 年度(2017 年度)から発達支援サポートシステム推進事業を実施し、「かまくらっ子発達支援サポーター養成講座」を開催しています。養成講座は地域で発達障害等について理解し、サポートや見守りをしてくれるサポーターの養成を目的として行ってきました。講座受講者が学校や地域で身近な理解者となっていただくことで、発達障害等の支援を必要とする子どもと保護者が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指しております。

サポーター活動は、令和元年度、モデル校 IO 校で開始し、令和 2 年度以降 は市内の小中学校 25 校に対象を広げ、令和 5 年度(2023 年度)からは「かま くらっ子発達支援サポーター」はボランティアから会計年度任用職員の位置付 けに変更しました。

子どもが障害のあるなしにかかわらず、生活する地域で安心して生き生きと生活できる共生社会の実現のため、令和2年(2020年)から出張相談の実施、

発達支援コーディネーターの養成、ペアレント・トレーニングを実施しています。

(2)発達障害児への支援

発達障害は、脳の機能的な問題が関係して生じる疾患で、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態です。DSM-5 (「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」)では、発達障害は、知的障害(知的能力障害)、コミュニケーション障害、自閉スペクトラム症(ASD)、ADHD(注意欠陥・多動症)、学習障害(限局性学習症、LD)、発達性協調運動障害、チック症の7つに分けられます。

発達障害児は、得意なことと苦手なことの差が大きく、得意なことは優れた能力を発揮するため、周囲からは本人のわがままや親のしつけの問題と誤解されることも多く見受けられます。発達障害児のすこやかな成長のためには、本人の特性に応じた環境調整と周囲の理解が不可欠であり、発達障害に対する理解・啓発は発達障害児への支援として重要であることから、保護者や支援者、一般市民を対象とした発達障害への理解・啓発講演会を毎年実施しています。また、平成29年度(2017年度)から実施している「かまくらっ子発達支援サポーター養成講座」において、身近な支援者の発達障害理解促進と具体的な対応のスキルアップを図り、支援者の育成を行っています。

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

単位:件、回

								• •			
	#< +F	加沙亚山	/4 坐4	巡回相談							
	和热	相談受付	1十致		巡回数		相談件数				
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ		
令和 2 年度 (2020 年度)	186	128	47	35	36	10	79	67	29		
令和3年度 (2021年度)	161	111	62	62	49	19	190	103	50		
令和 4 年度 (2022 年度)	125	129	86	45	45	23	133	99	54		

(資料) 発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

単位:人、%

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
令和2年度(2020年度)	1,169	117	10.0
令和3年度(2021年度)	1,198	125	10.4
令和 4 年度(2022 年度)	1,077	137	12.7

(資料) 発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数(令和3年度から指定管理者制度へ移行) (児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援)

単位:人

	児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援
令和2年度(2020年度)	28	2	
令和3年度(2021年度)	29	5	29
令和 4 年度(2022 年度)	30	6	39

(資料) 発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

単位:人

	①リハビリ指導 (ころびやすい・手足が 不器用などの運動発達 の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音などの指 導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや 集団生活上の心配に対 する個別指導やグルー プ指導)
令和2年度 (2020年度)	51	89	61
令和3年度 (2021年度)	35	109	63
令和 4 年度 (2022 年度)	50	109	58

(資料) 発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育所等への障害児の通園状況

単位:人、箇所

	児童数	施設数
私立幼稚園	32	6
公立保育所	35	5
私立保育所等	53	20
合計	120	31

(資料) 発達支援室、保育課

令和4年度(2022年度)実績

※幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数 保育所児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等 私立保育所等施設数は、認可私立保育所と認定こども園数

6 特別支援教育の状況

本市では、共生社会の実現を目指し、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童 生徒の自立や社会参加に向けて、主体的で連続性のある学びを支援する視点に立ち、 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握して、個に応じた適切な指導や支援を行 う特別支援教育を推進しています。

各学校においては、校内委員会を設置し、児童支援専任教諭や教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討をしています。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関との連携による支援も検討します。

支援の必要な児童生徒に対しては、生活介助を主な業務とする学級介助員を小中学校に、学習支援を主な業務とするスクールアシスタントを小学校に配置しています。

特別支援学級は小学校 14 校 34 学級、中学校 9 校 17 学級設置しており、令和 5 年 (2023 年) 5 月 1 日現在 206 人の児童生徒が在籍しています。また、小学校 5 校に、きこえやことばの障害により適切な指導を必要とする児童や、ソーシャルスキルトレーニングを必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、293 人が通級しています。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況については年度によって状況が異なりますが、令和4年度(2022年度)は生活介護事業所、就労継続支援事業所B型などが特に多く、例年一般就労よりも福祉サービスを利用する割合が高くなっています。

2-6-1 特別支援学級児童生徒数及び学級数

単位:人、学級

	小当	学校	中等	学校	合計		
	児童数 学級数		生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	
知的障害	50	14	30	9	80	23	
自閉症・情緒障害	85	17	17 31		116	25	
肢体不自由	8	I	0	0	8	I	
弱視	0	0	0	0	0	0	
病弱・身体虚弱	I	I	0	0	ı	I	
難聴	I	I	0	0	ı	I	
合計	145	34	61	17	206	51	

(資料) 教育指導課

令和5年(2023年)5月|日現在

※市立小学校全 16 校中及び市立中学校全 9 校中

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数(小学校)

単位:人

	児童数
難聴	5
言語	181
情緒	107
合計	293

(資料) 教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数(本市在住のみ)

単位:人

	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校 (知的障害教育部門)	19	13	59	91
特別支援学校 (肢体不自由教育部門)	2	6	4	12
ろう学校	0	0	0	0
盲学校	0	0	0	0
合計	21	19	63	103

(資料) 障害福祉課

令和5年(2023年)5月1日現在

- ※特別支援学校については、神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校、私立聖坂支援学校の児童・生 徒数
 - ろう学校については、平塚ろう学校の児童・生徒数盲学校については、平塚盲学校の児童・生徒数

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況(本市在住のみ)

単位:人

	在宅	療養介護	地域活動支援センター	生活介護事業所	就労継続支援事業所A型	就労継続支援事業所B型	(機能訓練・生活訓練)自立訓練事業所	就労移行支援事業所	神奈川県能力開発センター	障害者職業能力開発校	専攻科	大学	就職	合計
令和2年度 (2020年度)	2	0	0	8	0	2	0	5	0	0	0	0	7	24
令和3年度 (2021年度)	0	0	0	7	0	ı	4	3	ı	0	0	0	2	18
令和 4 年度 (2022 年度)	0	ı	0	5	0	4	2	3	0	0	ı	ı	2	19

(資料) 障害福祉課

[※]各年度末における神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校、平塚ろう学校及び私立聖坂支援学校の高等部卒業生 の進路

[※]並行利用者を含む。

7 雇用の状況

ハローワーク藤沢管内における障害者の実雇用率は、令和2年度(2020年度)2.03%、令和3年度(2021年度)2.07%、令和4年度(2022年度)2.03%と低位に推移しています。また、法定雇用率の引き上げに伴い、企業等には障害者の積極的な雇用が求められているものの、雇用率達成企業割合も減少傾向にあることから、障害者雇用促進に向けて、より一層、企業等の理解を求めていく必要があります。

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

単位:人

	人口	構成比
鎌倉市	171,914	18.9%
藤沢市	443,515	48.8%
茅ヶ崎市	244,610	26.9%
寒川町	48, 545	5.4%
合計	908, 584	100.0%

令和5年(2023年)4月1日現在

2-7-2 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が43.5人以上の事業主から報告を求め集計作成したもの)

単位:箇所、人

		ハローワーク藤沢(現所管)	神奈川県		
企業数		388	4, 295		
常用雇用労働者数		62, 665. 5	1,065,214		
常用雇用障害	者数	1,272.5	19,925		
	令和2年度				
	(2020年度)	2.03%	1.75%		
#= m ==	令和3年度	04			
実雇用率	(2021年度)	2.07%	1.829		
	令和4年度	0.000/	1.000/		
	(2022年度)	2.03%	1.87%		
	令和2年度 (2020年度) 47.0%	47.00/	41.707		
		41.6%			
雇用率達成	令和3年度	41.004	44.00/		
企業割合	(2021年度)	41.8%	44.09		
	令和4年度	41.2%	// F0/		
	(2022 年度)		46.7%		

令和4年(2022年)6月1日現在

(資料) 令和2年度(2020年度) ~令和4年度(2022年度)業務概況 ハローワーク藤沢 ※障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。 重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5人として算定。

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

単位:件

	新規求職申込件数			就職件数								
	身体	知的	精神	その他	스늰	合計	ᄉᆂᆚ	身体	知的	精神	その他	合計
	障害者	障害者	障害者	障害者	百百	障害者	障害者	障害者	障害者	0.01		
令和2年度	0.00	150								000		
(2020年度)	277	179	424	151	1,031	53	98	127	51	329		
令和3年度	040	100	0.77		0.40		0.5	101		001		
(2021年度)	248	132	377	112	869	60	87	134	40	321		
令和4年度	005	140	500	00	252		0.5			0.40		
(2022年度)	227	169	530	33	959	61	87	177	17	342		
前年度比	91.5%	128.0%	140.6%	29.5%	110.4%	101.7%	100.0%	132.1%	42.5%	106.5%		
上記年度期間 の増減率	▲ 18.1%	▲ 5.6%	25.0%	▲ 78.∣%	▲7.0%	15.1%	▲ 11.2%	39.4%	▲66.7%	4.0%		

各年度6月1日現在

(資料)令和2年度(2020年度)~令和4年度(2022年度)業務概況 ハローワーク藤沢

2-7-4 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

単位:人

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	_	_	1,411人
平成 30 年度 (2018 年度)	624 人	844 人	1,468人
令和元年度 (2019 年度)	680 人	849 人	1,529人
令和 2 年度 (2020 年度)	749 人	874 人	1,623人
令和3年度 (2021年度)	883 人	927 人	1,810人
令和 4 年度 (2022 年度)	995 人	911人	1,906人

(資料) 障害福祉課

令和5年(2023年)3月31日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分 277 人を含みます。

[※]各年度末の人数です。

第3章 計画の考え方

将来目標

障害者基本法第 | 条は、全ての国民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の | つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

さらに、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を本市において実現するため、平成 31 年(2019 年)に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定、施行し、本計画の上位計画である「鎌倉市地域福祉計画」においては、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち かまくら」を基本理念として掲げています。

以上のことを踏まえ、第4期鎌倉市障害者基本計画では、第3期同計画を引き継ぎ 「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせ るまち」を将来目標として定めます。

> 障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、 健やかで安心して地域で暮らせるまち

2 将来目標実現に向けての基本的視点

障害者権利条約の理念を尊重し、将来目標「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」の実現に向けて、次に掲げる4つの視点に基づき、施策・事業を推進します。施策や事業の立案、推進に当たっては、引き続き当事者目線を重視しながら取り組みます。

(1) 地域社会における共生

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。全ての障害者が、他の者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、国の示す地域共生社会の方向性を踏まえながら取り組んでいきます。

(2) 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。同条約に基づき、障害者基本法第4条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁(バリア)を除去するための合理的配慮を推進していきます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、 障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう取り組みます。 教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開 し、切れ目のない支援を行うことが求められています。 また、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策は、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があります。 障害者の支援は、その時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の 自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があります。各分野の 枠にとらわれることなく、関係する機関との連携や必要な制度を通じて総合的 かつ横断的な視点を持って支援をしていきます。

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な 支援が求められています。その際、外見からはわかりにくい障害が持つ特有の 事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、 一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要がありま す。また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重 複障害等について、社会全体の更なる理解を促進していく必要があります。

また、障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障害者施策は、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められています。特に、女性や子どもにおいては、更に複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められることなどから当事者の置かれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

3 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、8つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本 計画【第3編】施策の方針 第4章 「健やかで心豊かに 暮らせるまち」

将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1) 地域社会における共生
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- H 共生社会の推進
 - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
 - (2)権利擁護の推進、虐待の防止

- 3 情報提供・意思疎通支 援の充実
 - (1) 配慮のある情報提供の推進
 - (2) 意思疎通支援の充実

- 2 暮らしの環境整備
 - (1) バリアフリーのまちづくりの推進
 - (2) 住宅入居の支援

- 4 防災、防犯等の推進
 - (1) 防災対策の推進
 - (2) 防犯対策の推進

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



- (2) 差別の禁止
- (4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援
 - 5 保健・医療の推進
 - (1)健康づくりの推進
 - (2) 医療サービスの充実
 - 6 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進
 - (1)相談支援体制の構築
 - (2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - (3) 障害福祉サービスの質の向上等
 - (4)経済的自立の支援

- 7 子どもへの支援の充実
 - (1) 早期発見、早期療育の推進
 - (2) 障害特性に応じた保育、教育の充実
- 8 雇用・就労支援の推進
 - (1)継続的な就労支援の推進
 - (2) 多様な雇用の促進

第4章 施策の展開(個別事業)

共生社会の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

平成28年(2016年)4月から障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められる中、依然として障害者に対する理解の不足や誤解、偏見などにより障害者差別は起きています。また、令和6年(2024年)4月から改正障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るため、これまでは努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。

鎌倉市では、令和元年(2019年)6月から、「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障害者差別の事例等を共有し、差別を解消するための取組に関する協議等を行っています。

令和4年度(2022年度)に実施した福祉に関する実態調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて「ある」又は「少しある」と回答した割合が46.8%で、障害別では、高次脳機能障害で62.5%、発達障害で62.0%となっており、身体障害者手帳所持者の38.2%などと比較して高い割合を占めています。また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「学校・仕事場」の割合が51.3%と最も高く、次いで「お店・まちの中」が35.0%、「仕事を探すとき」が22.6%となっています。障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障害や合理的配慮への理解、差別や偏見の解消の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

(PIII 資料 10-1、10-2、PII2 資料 10-3参照)

- ・鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(市職員対 応要領)にのっとり、市職員が障害者の権利利益を侵害することのない、事 務等を執行します。
- ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会を活用し、障害者差別に関する事例等 を共有し、差別解消に向けた取組に関する協議等を行います。
- ・障害のあるなしなどにかかわらず、誰もが当たり前に社会生活に参加でき、

共に交流できる社会を目指します。そのために、障害者が住み慣れた地域で 安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、市や民間団体が実施す る事業やイベントを通して障害への理解を深めるとともに、障害のある人も ない人も同じ時間を共有し、交流する機会としていきます。

- ・各種講演会などを通じて、市民の障害に関する理解を促進します。併せて、 講演会などに赴くことができない人を考慮したオンライン配信等を取り入れ、 周知啓発を図ります。
- ・福祉や医療など現場の専門職などの意見を市政に生かし、共生社会の実現に向けて取り組みます。
- ・教育現場において、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもたちの自立 と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、インクルーシブ教育を推 進するとともに、子どものときから互いの多様性を理解し、尊重できるよう な「地域で共に学び、共に育つ」環境づくりを進めます。
- ・ピアサポーターの活用により、当事者の活躍を支援し、当事者の声を市の施 策に反映させるとともに、当事者同士の交流や地域の障害者理解を推進しま す。

	事業名	事業内容	担当課等
ı	市職員向け研修	職員対応要領にのっとり、市職員が適切に対応できるようになるため、職員向け研修を実施します。	職員課障害福祉課
2	障害者差別解消支 援地域協議会	障害を理由とする差別に関する事例の共有や差別 の解消に資する取組等について協議をします。	障害福祉課
3	共生の意識形成の	共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報紙、	地域共生課
	ための周知・啓発	講演会等を通じて周知・啓発を行ったりします。	福祉総務課
4	障害者差別解消法	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及啓発を	障害福祉課
	の普及啓発	行い、障害者の権利擁護を推進します。	悍舌 価低踩
5	障害者週間に合わ せた啓発事業	毎年「障害者週間(12/3~12/9)」に合わせて、 障害者団体をはじめとする活動内容を記載したパ ネル等の掲示物を鎌倉駅地下道「ギャラリー50」 等に展示します。また、障害者の社会参加と経済 的自立の一助とするため、障害者の手作り品など の販売を市役所で行うふれあいショップを開催し ます。	障害福祉課
6	市民向け講演会	市民等への啓発を目的とした障害理解に関する講 演会を企画、開催します。	障害福祉課

7	発達障害等理解 · 啓発講演会	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を 図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民 への理解・啓発に努めます。	発達支援室
8	ヘルプマークの普及	外見からわからなくても援助や配慮を必要として いる方々が、周囲の方に配慮を必要としているこ とを知らせることで援助を得やすくなるよう、神 奈川県で作成しているヘルプマークを窓口で配布 し、普及を推進します。	障害福祉課
9	インクルーシブ教 育の推進	子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できる ような「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づ くりを進めます	教育指導課
10	学校における福祉 教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、 道徳等において、障害者への理解を深める指導を 行います。 市社会福祉協議会及び関連部署と連携し、市内小 中学校において、福祉体験を中心に、福祉施設訪 問なども行い、福祉への理解と啓発に取り組みま す。	教育指導課福祉総務課
11	ピアサポーターの 活用	鎌倉市障害者支援協議会委員にピアサポーターを 登用し、当事者の声を市の施策に反映させます。	障害福祉課

(2)権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題

障害者の権利擁護を図る手段のひとつとして、成年後見制度があります。鎌倉市では成年後見センターを設置し、成年後見制度にかかわる相談支援を行っています。成年後見センターを、地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関として位置付け、成年後見制度にかかわる相談機関や専門職、司法機関等で構成する協議会の設置を進め、地域で権利擁護を必要としている人などへの支援や相談体制の構築に取り組んでいきます。

福祉に関する実態調査の調査結果では、成年後見制度について「名前も内容も知らない」と回答した割合が、18歳以上で23.8%、18歳未満で10.8%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した割合が、18歳以上で35.9%、18歳未満で48.2%であったため、更なる周知が必要と考えます。(P112資料10-4、P113資料10-5参照)

障害者虐待については、市に設置している鎌倉市障害者虐待防止センターへの相談件数が年々増えており、関係機関等の障害者の権利擁護に対する意識が高まっていることの表れだと捉えています。虐待の未然防止や相談に適切かつ迅速に対応するには、関係機関との連携、高いケースワーク技術や判断能力等

が求められます。そのため、研修等を通じた職員の知識及び対応能力の向上や、 当事者や関係機関等が相談しやすい体制づくりに取り組み、虐待の未然防止や 早期発見に努める必要があります。

- ・中核機関である鎌倉市成年後見センターを中心とした地域の権利擁護のネットワークの形成、弁護士等による専門相談の実施や講演会の実施など成年後 見制度の利用促進をはじめとした権利擁護支援を推進します。
- ・判断能力が十分でない障害者も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、 成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ・国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和3年度~令和8年度)の中で、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策の検討を進め、福祉の制度や事業の見直しを検討するとしていることから、国や県の動きを注視していきます。
- ・虐待の防止や早期発見は、障害者の自立及び社会参加、そして障害者の尊厳 を守るためにとても重要です。日頃から、関係機関と連携を密に取り、障害 者の状態の変化をいち早く把握します。
- ・起きてしまった虐待に対して円滑に対応できるよう、市職員の知識及び対応 能力の向上を目指し、かつ、対応過程について明確化しつつも柔軟な対応が できる環境を整えます。
- ・障害者の支援は自己決定の尊重に基づき行うことが原則です。知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者に対する意思決定支援は、障害者の権利擁護のため、重要な要素であることを理解し、障害分野に限らず、地域や医療、教育現場においてもその考え方が浸透するよう、関係機関と連携を図ります。

	事業名	事業内容	担当課等
ı	成年後見センターの運営	専門職による成年後見制度の利用にかかわる相談 や、成年後見制度の市民への啓発事業等を行う成 年後見センターを運営します。	高齢者いきいき課障害福祉課
2	成年後見制度協議 会(仮称)	成年後見制度にかかわる相談機関や専門職、司法機関等で構成される「鎌倉成年後見制度協議会 (仮称)」を設置・運営し、地域において権利擁護を必要としている人などへの支援や相談体制の整備に向けて、関係機関・団体との地域連携ネットワークの形成を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
3	成年後見制度の利 用支援	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4	市長申立	成年後見制度を利用したくても、申立てができる 配偶者や4親等内の親族がおらず、申立てができ ない人に、市長が家庭裁判所に申立てをします。	高齢者いきいき課障害福祉課
5	障害者虐待防止セ ンターの運営	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待 が疑われる通報、案件については、関係機関と連 携し、緊急時の対応等を行います。	障害福祉課
6	虐待防止の周知啓 発	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童 虐待防止推進月間等を利用して、周知啓発を行 います。	こども支援課 高齢者いきいき課 障害福祉課
7	鎌倉市障害者支援協議会	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題 等を協議します。分野ごとの専門部会では、事業 所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、 様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の 協議結果をとりまとめ、適宜施策への提言等を行 います。	障害福祉課

暮らしの環境整備

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

現状と課題

障害者にとって暮らしやすい生活環境の整備に向けて、自宅などの住居をは じめ、公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化やユニバーサルデザイン によるまちづくりを行うことが大切です。障害者は、自動車の運転等、自分自 身で移動することが困難な人も多いため、移動手段を確保することは、社会参 加の面からも重要です。障害のあるなしや年齢等にかかわらず、誰もが暮らし やすい環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

今後の考え方

- ・すべての人にとって、バリアのない暮らしやすい生活空間を実現するために、 道路、公共施設、交通、公共トイレ、住宅などにおいて、日常生活をしてい く上でのバリアとなるものを取り除いていく整備を行います。
- ・整備に当たっては、多様な障害に配慮するとともに、障害者の意見を十分に 聴取・反映し、障害者が利用できる、利用しやすい設備やまちづくりを目指 します。
- ・施設等の整備だけでなく、利用者の相互理解を図るなどソフト面の取組も行い、バリアフリー化を推進します。

	事業名	事業内容	担当課等
1	鎌倉市重度障害者	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄	
	住宅設備等に対す	関・トイレ等住宅設備を改造する場合に、工事費	障害福祉課
	る補助	用の一部を助成します。	
2	駅及び駅周辺にお	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化	如十八工油
	ける重点地区のバ	を図るため、関係機関、事業者等と連携しなが	都市計画課 道路課
	リアフリー化の推	ら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整	市街地整備課
	進	備に努めます。	T PAT OIL HABIT
3	歩道段差切下げ事	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差	道路課
	業の推進	切下げ等を順次実施します。	担
4	公衆トイレのユニ	公的不動産活用課が所管する公衆トイレ 34 箇所	
4	•	について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、	ハ <i>ルマモ</i> ! 立て四半
	バーサルデザイン	身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレ	公的不動産活用課
	化	を整備します。	

5	神奈川県みんなの
	バリアフリー街づ
	ノリ冬 例

福祉施設等の用途で床面積が一定規模以上となる施設の新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替えを行う場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、協議を行っていきまま

建築指導課

(2) 住宅入居の支援

現状と課題

施設や病院等からの地域への移行、また、親亡き後の生活など、障害者が地域で自立した生活を送るため、住まいの場の確保が求められています。

例えば、グループホームにおいては、特に視覚障害、医療的ケア、重度知的障害、重度精神障害などの障害特性に対応できるグループホームの需要が高い状況が続いています。また、全国的に見ると、近年、障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者の参入が見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた適切な支援が提供されず、虐待の発生や支援の質の低下が懸念されています。

一人暮らしを希望する障害者については、物件探しの際に、障害を理由に入居を断られる事例が発生しており、関係機関と連携して、不動産会社に対する 障害者差別解消法や障害特性の周知啓発を行うことが必要です。

- ・事業者が行うグループホームなどの整備について補助するなど支援し、推進 します。
- ・障害者がライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域の中でその人らしく暮らすことができるよう、地域住民の理解と協力を得る中で、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、支援を行います。
- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協 議会を活用し、入居支援体制の整備を目指します。
- ・居住支援協議会を活用し、不動産会社及び福祉関係者向けに住宅確保要配慮 者の住まい探しに関する研修会を企画、開催します。

	事業名	事業内容	担当課等
		地域における障害者の自立した生活の場、親亡き	
ı	グループホーム運	後の障害者の居住の場を確保するため、事業者が	ric 中 12 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
	営事業補助金の交	グループホームを新築・改修等する際にかかる費	障害福祉課
	付	用に対し、補助金を交付します。	
2	鎌倉市障害者グル	グループホームに入居している障害者の自立生活	
	ープホーム家賃助	を促進するため、入居している一部の障害者に対	障害福祉課
	成	し、家賃を助成します。	
		地域における障害者の生活を支えるための拠点に	
		ついて、面的な整備等を検討し、事業者と協力し	
3	地域生活支援拠点	ながら、地域移行等の相談、グループホーム等の	陪宝石礼钿
	整備事業	体験、短期入所等の緊急時受入れ、専門性のある	障害福祉課
		人材の確保、地域の体制づくり等の機能を整備し	
		ていきます。	
		精神障害のあるなしや程度にかかわらず、だれも	
4	精神障害者を取り	が安心して自分らしく暮らすことができるよう、	
	残さない地域包括	医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労	障害福祉課
	ケアシステム	など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)	
		が包括的に確保された地域づくりを行います。	
5	高齢者、障害者向	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保	
	けの市営住宅の確	し、高齢者や障害者への住宅供給を行っていま	都市整備総務課
	保	す。	
		低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世	
		帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確	
6	鎌倉市居住支援協	保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、不動	都市整備総務課
	議会活動支援	産会社及び福祉関係者向けの住宅確保要配慮者の	11711年開秘彷休
		住まい探しに関する研修会の開催、その他必要な	
		措置について協議を行います。	
7	住宅入居等の支援	施設から地域への移行時等に住宅への入居を支援	障害福祉課
	正七八冶寸の又汲	します。	平石 油 ル

情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 配慮のある情報提供の推進

現状と課題

3

令和3年(2021年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、市は視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めるものとしています。しかし、この取組はまだ十分ではなく、特定の分野に限らず、どの分野においても多様な手段による情報発信が当たり前になるよう、市職員の意識向上を図る必要があります。

行政文書の点訳や音読などについては、ボランティアに頼るところもあり、 担い手の継続性が求められます。

福祉に関する実態調査の調査結果では、障害福祉の制度や障害福祉サービスなどに関する情報入手先として「インターネット」の割合が最も高くなっていることから、インターネットを中心に、必要な人が必要な情報を必要なタイミングで得られるよう、多様な手段で情報発信する必要があります。(P108 資料 9 - 3、P110 資料 9 - 5 参照)

- ・障害のあるなしにかかわらず、誰もが等しく情報を受け取れるよう、ICT(情報通信技術)の利活用を含め、多様な手段で情報発信をします。
- ・各種ボランティア等の養成講座を開催する関係団体を支援するなど、配慮の ある情報提供の担い手の育成に努めます。
- ・障害があることにより情報の利用で格差が生じないよう、情報バリアフリー 機器の設置や給付、各種制度に関するわかりやすい周知など、対応を進めま す。

		事業内容	担当課等
1	ICT を活用した障	障害福祉サービスについて、インターネットのほ	
	害福祉サービスに	か、ICT を活用した新たなツールによる情報発信	障害福祉課
	関する情報発信	に取り組みます。	
		広報かまくら、福祉の手引き、鎌倉市障害者福祉	
		 計画等について、点字版や音声版を、また市民便	
2	市発行物の点字	 利帳について点訳版を作成し、希望者に提供して	広報課
	化、音声化	 います。また、広報かまくらの特集について、手	障害福祉課
		 話、字幕等で解説する動画を作成し、YouTube 及	
		び市ホームページで公開しています。	
3	ホームページの音	市ホームページを、音声読み上げ、文字の拡縮、	
	声読み上げ等の対	 コントラストの設定等に対応できるものにしてい	広報課
	応	ます。	
		聴覚障害者等に対してわかりやすい情報発信をす	
4	市長定例記者会見	るため、市長定例記者会見で、手話通訳者を配置	
	における同時手話	し、同時手話通訳をしています。また、字幕を付	広報課
	通訳の実施	けた記者会見動画を作成し、YouTube 及び市ホー	
		ムページで公開しています。	
5	市政情報番組	誰に対してもわかりやすい情報発信を目指し、市	
	(J:COM)におけ	政情報番組 (J:COM)では手話通訳者を配置して	広報課
	る手話通訳の実施	います。	
		図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで	
6	図書の郵送貸出し	要件に該当する方に、貸出図書等を無料で郵送し	中央図書館
		ます。	
		視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵す	
7	録音・点字図書の	る録音図書又は点字図書の目録により、希望の録	中央図書館
	貸出し	音図書(カセットテープ・CD・デイジー)・点	一八四百品
		字図書を無料で郵送貸出しします。	
8	サピエ図書館から	│ │ インターネット上の図書館サービスを利用して、	
	の録音図書の借用	視覚障害者が希望する録音図書を借用して貸出し	中央図書館
	及び視覚障害者へ	を行います。	
	の貸出し		
9	音声コード読上げ	視覚障害者のための情報支援である音声コードの	中央図書館
	装置や活字文書読	読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置 	障害福祉課
	上げ装置の設置	を行います。	
		ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地	
10	各種ボランティア	域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催	
	等の養成講座の充	する市社会福祉協議会を支援します。ボランティ	福祉総務課
	実	アの研修などの内容を充実させるため、NPOなど	
		との連携・協働を検討し、講座の充実を図りま	
		す。	

11	点訳者養成等への支援	点訳ボランティアの養成講座や学校での点訳指導 等を行う市赤十字点訳奉仕団の支援などにより、 視覚障害者の情報取得等の手段についての選択の 機会を確保し、社会に参加しやすい環境を整えま す。	生活福祉課
12	情報バリアフリー 機器の設置	窓口やイベント等市民対応時における情報バリア を取り除くための機器の導入を進めます。	障害福祉課

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段や情報の取得のための配慮が必要です。

障害特性に応じた障害者の意思疎通のため、手話通訳、要約筆記などの役割が重要となっています。障害福祉課では、手話通訳者や要約筆記者の派遣の実施のほか、窓口に手話通訳者を常時配置しています。一方、手話や要約筆記などの講習会を実施し、養成を図っていますが、手話通訳者や要約筆記者の登録者の増加につながっていないことが課題となっています。

- ・日常生活用具給付事業における対象種目について、情報・意思疎通支援用具 の拡充を検討します。
- ・発達障害や高次脳機能障害、重度の障害などのため、意思疎通を図ることが 困難な障害者に対して、必要な支援の把握に努め、意思疎通が円滑になる具 体策について検討します。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚・言語機能・音声機能障害者、難聴者への支援を実施します。
- ・手話講習会や要約筆記講習会を開催し、市内における手話人口の拡大と手話 通訳者、要約筆記者の養成をします。

		1	
	事業名	事業内容	担当課等
1	失語症等成人中途	失語症による中途障害への理解のための失語症基	
	言語障害者への支	礎講座の開催や、グループ訓練会、言語聴覚士の	障害福祉課
	援	派遣事業等を行います。	
2	手話通訳者の設置	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害	障害福祉課
	于品地朳石の改直	福祉課の窓口に、手話通訳者を設置します。	P 古価仙林
		聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活等の相談	
3	手話通訳者、要約	のため、手話通訳者及び要約筆記者を必要とする	障害福祉課
	筆記者の派遣	場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図りま	评古佃仙 砞
		す。	
		市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者	
4	手話講習会等の開	の情報保障を担うための手話通訳者の養成を目指	
4	子品碑自云寺の開 催	して、入門・基礎・応用の講習会を実施します。	障害福祉課
	惟	また、初めて手話を学ぶ人向けの講座も併せて実	
		施します。	
5	亜幼笠記港羽合の	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を	
5	要約筆記講習会の	担うため、手書きやパソコンによる要約筆記者の	障害福祉課
	開催	養成講習会を実施します。	

防災・防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

現状と課題

4

昨今、災害が激甚化、頻発化しており、災害時において障害者等支援を必要とする人(以下「避難行動要支援者」という。)の被害が際立っています。災害時における、避難行動要支援者の避難所への移動や、避難所での避難生活などにおいては配慮が必要であり、重要な課題となっています。

福祉に関する実態調査では、火事や地震等の災害時に困ることについて、「投薬や治療が受けられない」の割合が53.8%と最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が48.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.6%となっていることから、日頃から、障害者等及びその家族と支援者が災害時の対応について相談し、決めておくとともに、地域ぐるみで障害者を支援する体制や、避難時や避難生活を支えるために必要な体制の整備を図る必要があります。(PII4 資料 II-3参照)

- ・災害時に、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活 支援を行うために、平時から避難行動要支援者の情報を把握し、本人同意を 得た上で、関係者に情報提供するとともに、地域住民等との連携を踏まえな がら、具体的な対応方法を検討し、災害種別に応じた避難行動要支援者への 対応策の充実を図ります。
- ・近年の大災害からの知見を踏まえ、福祉避難所等の運営などについて、関係 者との協議・連携を進めます。
- ・災害時の避難所における障害特性に起因するニーズや配慮事項など、避難所 を運営する者や、避難者、支援者などに必要な情報の提供及び周知について、 検討してまいります。

	事業名	事業内容	担当課等
	1 NO H	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとな	1— — INV 7
		るように、災害対策基本法の定めにより市町村で	
1	災害時における要	作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿	総合防災課
	支援者の登録	の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要	福祉総務課
		 支援者に情報提供や避難誘導等の支援が行き渡り	
		やすい環境整備を行います。	
2	避難行動要支援者		40 A 71 44 377
	の個別避難計画の	避難行動要支援者ごとの避難等を実施するための	総合防災課
	作成	計画を作成します。 	福祉総務課
3	災害時における要	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊	
	援護者の緊急受入	急受入するため、施設と協定を締結し、緊急受入	福祉総務課
	体制の整備	体制を推進します。	
		緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬等の情報が記	
4	緊急時あんしんカ	載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及	哈内与江州
	ード	び災害時の迅速な対応ができるように、カードを	障害福祉課
		配付します。	
5	防災・安全情報メ	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電	纵人胜纵 油
	ール配信サービス	子メールで配信するサービスを行います。	総合防災課
		鎌倉市内に在住で、聴覚・言語等に障害のある方	
6	Eメール 119 番通	は、携帯やパソコン等のEメールアドレスを登録	消防本部
0	報システム	することにより、E メールで 119 番通報すること	指令情報課
	報ノヘテム	が可能となります。このシステムの周知を図り推	1日 4 1日北欧
		進します。	
7	N E T I I 9 緊急通	聴覚・言語等に障害があり音声による通報が困難	消防本部
	報システム	な方への新たな 119 番通報サービスです。	指令情報課
		聴覚・言語等の障害者のために、ファックスによ	
8	ファックス 119 番	る 119 番通報を受け付けています。指定の用紙に	 消防本部
	通報	記入し、119番(局番なし)でファックスを送信	指令情報課
	ALC TIX	することで、消防車や救急車等の要請が行えま	10 4 19 4K DV
		す。	
		119 番通報時、聴覚や発話に困難にある方との会	
9	電話リレーサービ	話を、通訳オペレーターが手話・文字及び音声通	消防本部 指令情報課
	ス	訳し、電話で双方をつなぐサービスです。なお、	
		日本財団電話リレーサービスへの事前登録が必要	
		です。	

(2) 防犯対策の推進

現状と課題

障害者が地域で暮らすに当たり、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えており、被害者になるだけではなく、加害者となる危険性もあります。こうした犯罪等を未然に防ぐため、またトラブルに直面したときの早期解決につなげるため、障害者が巻き込まれやすい犯罪やトラブル等について、障害者やその支援者が事前に把握しておくことは重要です。

障害者が犯罪やトラブルに巻き込まれたとき、本人がそのことに気づきにくいことや、誰にも相談しないことから、さらに被害が拡大する恐れがあることも課題となっています。

今後の考え方

- ・障害者の犯罪被害・消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、地域で 見守り、支援します。
- ・消費者トラブルに巻き込まれた場合、相談できる体制を整えます。

	事業名	事業内容	担当課等
1	消費生活出前講座	市内の各種団体等へ出向き、消費者被害防止のた	44.14.4.38
	の実施	めの講座を行います。	地域共生課
2	けれお宮の史佐	市内の関連施設に出向き、不審者侵入対応訓練を	地域のつわがり部
2	防犯教室の実施	実施します。	地域のつながり課
3	市内巡回の実施	青色回転灯付自動車による市内パトロールを実施	地域のつながり課
3	中内巡回の 美施	する際、関連施設への立ち寄りを実施します。	地域のフながり床
4	鎌倉市くらし見守	関係機関や事業者等と連携を図り、消費者被害等	
	りネットワークの	を発見し、必要に応じて「消費者安全確保地域協	地域共生課
	運用	議会」で協議の上、必要な支援につなげます。	
5	消費生活相談の実	鎌倉市消費生活センターで、消費者トラブルを解	地域共生課
	施	決するための助言、あっせんを行います。	地域共生誄

保健・医療の推進

(1)健康づくりの推進

現状と課題

5

福祉に関する実態調査の結果では、子どもの障害や発達が心配になったきっかけは「家族が気づいた」や「定期診断で指摘された」といった回答が多く、発達の不安や障害に気づいたときの子どもの年齢は 0~2 歳が 60.2%の割合が一番多くなっています。引き続き、子どもの疾病や障害の早期発見・早期療育のために、母子保健事業と療育の連携した取組が求められます。(P83 資料 2 - 1、P84 資料 2 - 2 参照)

また、脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした身体障害が高い割合を占めています。各種健(検)診等を通じて、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。

今後の考え方

- ・子どもの発達に関する相談及び各種指導を実施し、子どもの障害の早期発見・ 早期療育に努めます。
- ・各年齢層に応じた健康診査を実施し、障害の原因となる疾病予防、早期発見・ 早期治療に努めるとともに、生活習慣の改善の支援に取り組み、市民の健康 の保持・増進を図ります。

	事業名	事業内容	担当課等
1	家庭訪問	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。	こども家庭相談課
2	乳幼児健康診査・ 育児教室・健康相 談	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時 期に健康診査等を実施します。	こども家庭相談課
3	5歳児すこやか相 談の実施	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児 すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子ど もを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機 会をつくります。	発達支援室
4	発達相談	子どもの発達の心配や生活上の悩み等について、 専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフ ステージに応じた相談と支援を行います。	発達支援室

5	発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達等に支援が必要な 子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指 導を行います。	発達支援室
6	鎌倉市国保特定健 康診査・特定保健 指導、後期高齢者 健康診査の実施	40歳~74歳の鎌倉市国民健康保険被保険者には メタボリックシンドロームに着目した鎌倉市国保 特定健康診査・特定保健指導を、75歳以上の人に 対しては後期高齢者健康診査を実施し、壮年期か らの生活習慣病の発症・重症化の予防を通じて健 康寿命の延伸及びQOL(生活の質)の維持・向 上を目指します。	保険年金課市民健康課
7	障害者施設訪問歯 科検診事業への助 成	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介等を行う事業について、助成をします。	障害福祉課
8	障害者歯科診療	鎌倉市口腔保健センターで、障害者歯科診療を実施します。	市民健康課

(2) 医療サービスの充実

現状と課題

福祉に関する実態調査の 18 歳以上の回答では、定期的な通院をしているかについて、「ほぼ毎週」と「ほぼ毎月」を合わせると 56.9%の割合でした。通院に関する費用は治療費だけではなく、通院先までの交通費についても費用がかかり、調査の自由記述欄からも経済的な負担に不安を感じている障害者が多くいることがわかります。(P91 資料 4 - 1 参照)

また、自立支援医療(精神通院医療)の認定件数について、平成 30 年度 (2018 年度) の 2,385 人であったのが、令和 4 年度(2022 年度)には 2,772 人となっており、継続した増加傾向がみられます。

今後も、障害者の医療に関する費用負担は増加することが見込まれます。障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、各種助成制度を引き続き提供していく必要があります。

今後の考え方

・対象となる方への自立支援医療の制度を推進します。また、医療機関とも連携を図り、制度の周知を徹底します。

	事業名	事業内容	担当課等
1	自立支援医療	精神通院医療、更生医療、育成医療について、自 立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を 軽減します。	障害福祉課
2	鎌倉市障害者医療 費助成制度	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己 負担分を助成します。	障害福祉課

自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1)相談支援体制の構築

現状と課題

6

昨今、8050 問題や生活困窮、ダブルケア、社会的孤立など、複雑化・複合化した課題を抱える家庭が増えており、支援者にはより専門的な知識や経験が求められるとともに、分野をまたいだ複数機関による支援が必要な状況となっています。本計画の上位計画である地域福祉計画においても、属性ごとの縦割りの支援を超えて、関係機関が連携して対応できる総合的な相談体制の確立を重点的な目標として掲げ、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターを中心に、障害者やその家族が地域の身近な場所で相談ができるよう相談支援体制の整備を進めてきました。

対応が困難な事例の増加や対応の長期化などにより、支援者が疲弊し、「支援者支援」も課題となっています。そのため、相談支援事業所の相談支援専門員の人員の確保や、計画相談の質の向上等による、より手厚い支援、多機関連携による包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みづくりなどが求められています。

- ・相談者の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した相談については多機関協働事業につなぎ、関係機関が円滑な連携のもとで支援できる体制を整備します。
- ・引き続き、基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、相談体制を強化していきます。
- ・市職員と相談支援専門員の連携を強化し、相談支援専門員の孤立化を防ぐと ともに、相談支援専門員の働きやすい環境整備に努めます。
- ・既存の制度や社会資源について、情報提供を強化します。そのためにも、各種手引きやガイドブック等の既存の資料の活用を含め、誰もが情報提供を受けやすくなるような仕組みづくりを検討します。
- ・ICTを活用し、誰もが気軽に相談しやすい環境を整えます。

	事業名	事業内容	担当課等
I	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「地域づくり事業」の5事業を一体的に実施します。すべての相談支援機関が分野を問わず相談を受けつけ、地域づくりについても、すべての世代を対象に生活支援体制整備を実施し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を地域に整備することで、地域活動の活性化を図っていきます。	福祉総務課
2	包括的支援体制の 推進	福祉課題を抱えた市民を包括的に支援するため、 重層的支援体制整備事業交付金を活用して相談支 援包括化推進員を配置し、基幹相談支援センター の多機関協働の取組を推進するなど、支援関係機 関間の役割分担及び情報連携を行い、福祉相談の 総合調整機能の強化を図ります。	福祉総務課
3	相談支援の充実	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との 連携を図り、地域での相談支援のネットワークを 強化し、地域における障害者の個々の状況に応じ た支援を行います。	障害福祉課
4	障害福祉相談員に よる相談・支援	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家 族への相談・支援を行います。	障害福祉課
5	民生委員・児童委 員による相談・支 援	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族 への相談・支援を行います。	生活福祉課
6	鎌倉市障害者支援 協議会 (再掲)	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題 等を協議します。分野ごとの専門部会では、事業 所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、 様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の 協議結果をとりまとめ、適宜施策への提言等を行 います。	障害福祉課
7	鎌倉市基幹相談支 援センター	地域の障害者相談支援の中核として、相談支援の 質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専 門支援員の育成を行うほか、鎌倉市障害者支援協 議会の事務局運営等を行います。	障害福祉課
8	相談支援事業所連絡会	相談支援事業所が定期的に集まり、情報共有や課 題についての協議、勉強会等を実施します。	障害福祉課
9	相談環境の整備	来庁や電話での相談が難しい障害者に対して、相談しやすい環境を整えます。また、ふと気になった時にインターネット等で、気軽に障害者に関する制度を調べられるような情報提供ツールの活用を検討します。	障害福祉課

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

現状と課題

福祉に関する実態調査の調査結果では、地域で暮らすことを望む障害者は多く、在宅サービス等の充実は必要不可欠と考えられます。また、障害者の高齢化、重度化及び介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが求められています。

障害者が施設や病院等から住み慣れた地域に戻るに当たり、安心して自分ら しい暮らしを実現するためには、障害者に対する地域の理解不足や住居環境の 整備不足等、様々な課題があります。

在宅サービス等の利用においては、緊急時の受入体制の整備が不十分であり、それに加え、強度行動障害や医療的ケア、重度精神障害等、障害特性を理由とするサービス提供の拒否や社会資源の不足、時間帯や曜日によるヘルパー不足によりサービス提供ができない等といった課題があります。

地域生活支援事業の移動支援事業においては、ヘルパーの高齢化、担い手不足や負担感、サービス提供内容によっては採算が見合わない場合があることなどが、サービス提供体制に影響を及ぼしています。また、日中一時支援事業においては、近年利用者が増えており、家族等へのレスパイト支援のための利用だけではなく、障害者の夕方以降の居場所としての利用が増えています。利用の実態を把握し、ガイドラインの整備等、柔軟な対応を検討していく必要があります。

福祉に関する実態調査の調査結果から、医療的ケアを受けている障害児等は、少数ですが、一定の割合存在することがわかります。医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくためには、看護師をはじめとする専門的な対応ができる支援者や、ライフステージに応じた支援体制の整備、様々な関係機関による連携が必要です。しかし、市内には医療的ケアに対応した社会資源が少ないことや、支援体制が整備されていないことが課題となっており、医療的ケア児等が近隣市の資源に頼っているような現状です。(P91 資料 4-2、P93 資料 4-5 参照)

今後の考え方

- ・各種電子申請を推進することで、窓口に来ることができない障害者の利便性 を向上します。
- ・障害者の日中活動について、サービス提供体制の充実、移動の支援の充実な どにより社会参加を支援します。
- ・高齢となる障害者が継続して同一事業所でのサービスを受けやすくするため、 共生型サービスのニーズを把握するとともに、サービスの周知・充実に努め ます。
- ・障害者への理解を深めるためにも、世代や属性を超えて地域で交流できる場 や居場所づくりの支援を検討します。
- ・地域移行に当たり、地域で暮らすイメージができるようなツールを作成し、 精神科病院に入院をしている障害者が安心して地域に戻るための一助としま す。
- ・地域生活支援拠点整備事業を推進し「もしも」の緊急事態等に備えることに より、地域で安心した生活を送れるようにします。
- ・地域の実情に応じた在宅の障害者の日中活動の場の確保、創作的活動や社会 参加活動、地域との交流事業などの活動拠点として、地域活動支援センター 事業を実施します。
- ・移動支援や日中一時支援といった地域生活支援事業について、地域の特性や 障害者のニーズに合わせ、柔軟に実施します。
- ・医療的ケア児等及びその家族の支援体制の構築に向けて、庁内各課や関係機 関と連携を図りながら検討を進めます。
- ・難病患者等に対して、ニーズに応じた適切な案内ができるよう、難病等に対 する知識・理解を深めると同時に、神奈川県との連携を図ります。

	事業名	事業内容	担当課等
I	窓口業務等の電子 化・ICT 化	市役所での手続き等を電子化することにより、障 害者への負担を減らします。	障害福祉課
2	障害福祉サービス の給付	障害のある方、難病等のある方の自立を支援する ため、相談、介護、機能訓練等サービスの充実を 図ります。	障害福祉課
3	障害児通所支援サ ービスの給付	心身に障害又は発達の遅れがある児童の生活能力 向上のために必要な訓練、療育的支援の充実等を 図ります。	障害福祉課

4	短期入所サービス の充実	自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどのため に、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サ ービスの充実を図ります。	障害福祉課
5	鎌倉市身体障害者 等訪問入浴サービ ス事業	家族の介助による入浴が困難な重度障害者を対象 に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サー ビスを実施します。	障害福祉課
6	地域移行の推進	障害者個々人が、自ら選んだ住まいで安心して自 分らしく暮らすために、地域での生活を支援する 体制を推進します。	障害福祉課
7	地域福祉活動によ る支援の推進	民生委員・児童委員の実施する地域福祉活動を支援するほか、鎌倉市社会福祉協議会への補助金交付を通じ、地域福祉活動による地域移行支援を推進します。	生活福祉課福祉総務課
8	精神障害者を取り 残さない地域包括 ケアシステム(再 掲)	精神障害のあるなしや程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、 医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域づくりを行います。	障害福祉課
9	精神保健福祉講演	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講 演会を開催し普及啓発を図ります。	障害福祉課
10	精神保健福祉セミ ナーの開催	専門職による講義を通じて、市民が精神障害者を 取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作り を目指します。	障害福祉課
П	相談支援のための 精神保健福祉情報 ガイド☆かまくら	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援の ための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」を更 新及び配布し、精神保健福祉相談に関して支援者 等の手助けとなる情報を広く周知します。	障害福祉課
12	声かけふれあい収 集	クリーンステーション(ごみ集積場)まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に I 回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみや資源物の収集を行います。	環境センター
13	神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	障害者の社会参加や交流を図るため、神奈川県・ 相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	障害福祉課
14	障害者団体への支 援	障害者の社会参加や交流を図るため、障害者団体 のスポーツ、レクリエーション等の活動を支援し ます。	障害福祉課
15	障害者スポーツの 紹介	①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、パラスポーツの体験会等を行います。 ②市立小中学校と連携し、パラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞く等、選手とのふれあい体験を行います。	スポーツ課

16	自発的活動支援事 業補助金の交付	障害者の自立した日常生活及び社会生活に向け、 「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現 を図るため、障害者やその家族、地域住民等による 地域での自発的な活動に対して補助金を交付しま す。	障害福祉課
17	地域生活支援拠点 整備事業(再掲)	地域における障害者の生活を支えるための拠点に ついて、面的な整備等を検討し、事業者と協力し ながら、地域移行等の相談、グループホーム等の 体験、短期入所等の緊急時受入れ、専門性のある 人材の確保、地域の体制づくり等の機能を整備し ていきます。	障害福祉課
18	地域活動支援セン ター事業	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や 生産活動等を行う機会を提供し、地域との交流等 の拠点となる地域活動支援センター事業を実施し ます。	障害福祉課
19	地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援等のサービスを充実さ せ、日中活動の支援を行います。	障害福祉課
20	地域生活支援事業の報酬単価見直し	国の報酬改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じ て移動支援及び日中一時支援事業の報酬単価の見 直しを行います。	障害福祉課
21	医療的ケア児等及 びその家族への支 援	医療的ケア児等及びその家族が心身の状況等に応 じた適切な支援を受けられるよう、庁内各課や関 係機関と連携を図りながら具体的な施策について 検討を進めます。	保育課 発達支援室 障害福祉課 教育指導課
22	難病患者への支援	難病患者に対して、神奈川県と連携を図り、受けられる制度の案内を行うなど、必要な支援を行います。	障害福祉課

(3) 障害福祉サービスの質の向上等

現状と課題

障害者が安心して障害福祉サービスを利用するためには、障害福祉サービス事業者等が個々のニーズを把握し、サービスの質の向上を目指す必要があります。しかし、障害福祉サービス提供実態調査の調査結果によると、特にヘルパー(生活支援員、世話人含む)が不足しており、緊急時の対応や障害者が望む十分な支援を提供できないことが課題となっています。職員の確保及び定着のためにも、処遇改善や事業所による人材育成の支援について検討する必要があります。(PII9 資料 I - 3 参照)

福祉に関する実態調査では、18歳以上の回答で、障害者の介護や支援をしている人は、「両親」が6割、「ホームヘルパーや施設の職員」が3割でした。

また、親族の中で介助してくれる人の年齢は、4割が70代以上でした。18歳未満の回答では、介護や支援をしている人は、両親が大半を占めていました。中には、高校生以下が対象児を介護しているという回答もありました。これらから、いわゆる老々介護や8050問題に直面している世帯が存在する可能性や、少数ではありますがヤングケアラーが存在することが窺えます。障害者だけではなく、介護や支援をしている家族への支援の充実も課題となっています。(P84資料3-1、P85資料3-2、P87資料3-5、資料3-6参照)

また、介護と育児に同時に直面するダブルケアや、障害のある子と要介護状態にある親が暮らす世帯など、複合的な課題を抱える人や世帯への支援が高まる中、これらの市民ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築については、本計画の上位計画である地域福祉計画においても、重点的な目標として掲げています。今後のさらなる人口減少に伴い、あらゆる分野の人材が不足していく中で、地域における福祉活動の担い手や活動場所の不足を課題として捉えており、福祉活動や人材への支援も重点的な目標として掲げています。

- ・障害福祉サービス事業所等の職員の能力や提供サービスの質を向上させるための研修や資格取得についての支援を行います。
- ・障害特性に応じた対応ができるよう、事業者に対して研修等を通した障害理 解を深める機会を設けます。
- ・障害者が利用希望するサービスを把握し、サービスの提供に過不足が生じないよう調整します。
- ・報酬の見直しや加算の検討など、事業者支援に取り組みます。
- ・障害者当事者だけではなくその家族や支援者の要望や課題を把握し、実態に 応じた対応を検討します。
- ・(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例に基づき、ケアラー支援を推進します。
- ・ICT 等の活用等により、申請手続の簡素化、ペーパーレス化、プッシュ型の情報提供などを進め、事業者やサービス利用者の負担を軽減し、利便性の向上を図ります。
- ・障害福祉サービス事業所等の人材確保のために、事業所と連携を図り、課題 解決に向け協議をしていきます。

7 3	「木 」		
	事業名	事業内容	担当課等
I	各種事業所連絡会 を通じた市と関係 機関の連携の促進	居宅介護等同種の障害福祉サービスを提供する事業所の連絡会に市も参加し、情報共有や、課題の協議、勉強会の実施など、市と関係機関の連携を促進します。	障害福祉課
2	地域生活支援事業 の報酬単価見直し (再掲)	国の報酬改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じ て移動支援及び日中一時支援事業の報酬単価の見 直しを行います。	障害福祉課
3	鎌倉市障害者支援 協議会を通じた関 係機関の連携の促 進	鎌倉市障害者支援協議会を通じて、関係機関が情報共有し、地域の課題等を協議することにより、 家族を含めた障害者の地域生活を支える取組を進めます。	障害福祉課
4	ケアラー支援	ケアラーを包括的に支援するため、(仮称)鎌倉 市ケアラー支援条例を制定し、条例に基づく施策 を検討、実施します。	福祉総務課
5	障害福祉相談員の 活動支援	鎌倉市障害福祉相談員が地域で活動するために、 関係機関等との連携の支援をします。	障害福祉課
6	ICT を活用した障 害福祉サービスに 関する情報発信 (再掲)	障害福祉サービスについて、インターネットのほか、ICTを活用した新たなツールによる情報発信について取り組みます。	障害福祉課
7	各種ボランティア 等の養成講座の充 実(再掲)	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社会福祉協議会を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実させるため、NPOなどとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	福祉総務課

(4)経済的な自立の支援

現状と課題

福祉に関する実態調査の調査結果では、介助や支援をしている人を支えるために必要だと思う支援は何かについて「経済的な支援」と回答した割合が、18歳以上で41.9%、18歳未満で59.3%でした。また、地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかについては、「経済的な負担の軽減」と回答した割合が63.8%でした。その他、調査の自由記述欄にも経済的な支援を求める意見が多くありました。(P86資料3-4、P90資料3-9、P94資料5-3参照)

経済的な不安を抱える障害者及びその家族は多くいることから、市としてそれらに関する制度の周知・徹底を行い、地域生活を送る上での必要な支援の提供をする必要があります。

今後の考え方

- ・障害者の在宅での生活を安定したものとするために、一人ひとりの障害特性 を踏まえた日常生活を支援する事業の充実とともに、経済的支援を含めた家 族等の介護負担を軽減する取組を進めます。
- ・経済的支援について適切な案内をします。

	事業名	事業内容	担当課等
1	鎌倉市障害者福祉	在宅の障害児者に、障害程度に応じて、市の手当	陪宝石礼钿
	手当	を支給します。	障害福祉課
		重度の障害のため、日常生活において常時特別な	
2	特別障害者手当	介護を必要とする在宅の 20 歳以上の方を対象	障害福祉課
		に、国の手当を支給します。	
		重度の障害のため、日常生活において常時介護を	
3	障害児福祉手当	必要とする在宅の 20 歳未満の方を対象に、国の	障害福祉課
		手当を支給します。	
4	神奈川県在宅重度	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の	
4	神宗川宗任七里及 障害者等手当	福祉手当を受給している方に、県の手当を支給し	障害福祉課
	冲台 有守于3	ます。	
5	外国籍障害者等福	公的年金の受給要件を制度上満たすことができな	
5	补国籍障害有等福	い在日外国人の障害者を対象に、福祉給付金を支	障害福祉課
	111. 加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	給します。	
6	障害基礎年金・年	国民年金法の障害等級 級、2級に該当し、一定	
	金生活者支援給付	の条件を満たす方からの障害基礎年金の申請及び	保険年金課
	金の受付	年金生活者支援給付金の申請を受け付けます。	

7	特別障害給付金の 受付	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、 一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申 請を受け付けます。	保険年金課
8	補装具費の支給と自己負担額の助成	身体障害児者及び難病患者等の身体機能を補完又 は代替するために、身体障害児者及び難病患者等 が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補 聴器等の用具(補装具)費を給付し、自己負担額 の助成を行います。	障害福祉課
9	日常生活用具給付事業	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図る ことを目的として、障害の特性や生活状況に合わ せた日常生活用具を給付します。	障害福祉課
10	鎌倉市小児慢性特 定疾病児童等日常 生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図る ため、日常生活用具を給付します。	障害福祉課
11	軽度・中等度難聴 児補聴器購入等補 助	障害者総合支援法による補聴器支給の対象となら ない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニ ケーション能力の向上を支援するため、補聴器購 入費用を補助します。	障害福祉課
12	身体障害者補助犬 登録等手数料の免 除	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病 予防注射済票交付手数料について、身体障害者補 助犬を所有する方の手数料を免除します。	環境保全課
13	通所交通費	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公 共交通機関等を利用して通所する場合に、交通費 を支給します。	障害福祉課
14	鎌倉市障害者福祉 タクシー利用料 金・福祉有償運送 料金・自動車燃料 費助成	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー 利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助 成します。	障害福祉課
15	身体障害者用自動 車改造費助成	身体障害者が自ら所有し運転する自動車を改造す る場合の費用の一部を助成します。	障害福祉課
16	有料袋(指定収集 袋)の減免	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具 を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集 袋を無料で交付します。	ごみ減量対策課
17	下水道使用料の減 免	重度の障害者等がいる世帯に対し、下水道使用料 の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免し ます。	下水道経営課
18	自立支援医療 (再掲)	精神通院医療、更生医療、育成医療について、自 立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を 軽減します。	障害福祉課

19	鎌倉市障害者医療 費助成制度 (再掲)	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己 負担分を助成します。	障害福祉課
20	障害児の障害福祉	障害児を育てる家庭の経済的負担を軽減するた	
	サービス利用者負	め、障害福祉サービスの利用者負担額等を助成し	障害福祉課
	担額等の助成	ます。	

子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

現状と課題

発達に課題のある子どもや、その保護者に対し、早期から相談支援ができるよう、平成 21 年(2009 年)に発達支援室を設置し、「子育てで少し気になる」という段階から相談を受けられる体制整備を図りました。

家庭、幼稚園、保育所等における、配慮が必要な子どもに対する「気付き」 を支援に繋げる相談体制、支援体制が必要と考えます。

乳幼児の子どもへの支援は、保護者への支援も大切であり、情報を共有化するツール等の整備、発達支援室で行っている発達支援に関する事業についての情報や利用可能な社会資源、また発達支援室の「相談受理から支援開始までの流れ」等を相談者・支援者・関係機関等に対し、わかりやすく示していくことが必要です。

平成 20 年度(2008 年度)から実施している5歳児すこやか相談では、発達障害等知的な遅れがないものの、集団参加やコミュニケーション等に課題のある子どもの早期発見・早期療育に取り組んでいます。保護者にとっては、年少であればあるほど障害の受容は困難であるといわれますが、就学前の気づきの時期として、必要な支援を考えるきっかけとなっています。

市内に I か所設置されている児童発達支援センターあおぞら園は、令和3年度(2021年度)から指定管理者による運営へと移行し、地域の中核的な療育施設として、児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援の3事業と医療的ケア児の受入れも積極的に実施しています。今後は、医療的ケア児や、その家族等からの相談支援のため「医療的ケア児コーディネーター」の配置を始めとした体制づくりの構築を進めます。

発達障害を専門とする医療機関には限りがあり、受診までの待機期間が長期 化しています。発達支援室に児童精神科等の医師を配置しており医療的相談の 機会として今後の活用の検討が必要です。

今後の考え方

- ・障害のあるなしにかかわらず、身近な地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう、現在実施している出張相談の充実を図り、アウトリーチ型支援を推進します。
- ・ライフステージに応じた継続的な支援のためのツールとして「サポートファ イルかまくら」の周知、適時内容の見直しを行って有効活用等を進めます。
- ・発達に課題のある子どもの保護者が、子どもを理解し適切な対応ができることは、子どもと家族が地域で生活していくために不可欠です。令和3年度 (2021年度)から取り組んでいるペアレント・トレーニングを継続するとともに、保護者同士が相談しあえる仕組みづくりとして、ペアレントメンター事業の実施を進めていきます。

	事業名	事業内容	担当課等
I	家庭訪問(再掲)	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障 害等により生活に困難がある人に対し、保健師等 が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。	こども家庭相談課
2	乳幼児健康診査・ 育児教室・健康相 談(再掲)	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時 期に健康診査等を実施します。	こども家庭相談課
3	5歳児すこやか相 談の実施(再掲)	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児 すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子ど もを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機 会をつくります。	発達支援室
4	発達相談(再掲)	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。	発達支援室
5	発達支援システム ネットワーク (再掲)	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が 相互に緊密な連携を図り、特別な支援を必要とす る子どものライフステージに応じた一貫した支援 を行います。	発達支援室
6	発達支援指導 (再掲)	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要 な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達 指導を行います。	発達支援室
7	ファミリーサポー トセンターの運営	育児の手助けをしてほしい方、その手伝いをした い方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関 しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かり サービスの提供を行います。	こども家庭相談課

8 サポートファイル の活用	特別な支援を必要とする子どもがライフステージ に応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保 護者と関係機関が子どもの情報を共有するツール であるサポートファイルの周知と有効活用に向け た取組を行います。	発達支援室
9 発達支援サポート システムの推進	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上 を目指すサポーター養成講座を実施するととも に、講座受講者の有効活用を図ります。	発達支援室
10 児童発達支援センタ ーにおける支援の 実施	指定管理者による運営へと移行し、地域の中核的な療育施設として、児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援の3事業と医療的ケア児の受入れも実施しています。	発達支援室
I 医療的ケア児等及 びその家族への支 援(再掲)	医療的ケア児等及びその家族が心身の状況等に応 じた適切な支援を受けられるよう、庁内各課や関 係機関と連携を図りながら具体的な施策について 検討を進めます。	保育課 発達支援室 障害福祉課 教育指導課
12 特別児童扶養手当 の支給	在宅で障害児(20歳未満)を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、国の手当を支給します。	こども家庭相談課
13 鎌倉市小児慢性特 定疾病児童等日常 生活用具給付事業 (再掲)	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図る ため、日常生活用具を給付します。	障害福祉課
4 軽度・中等度難聴 児補聴器購入等補 助(再掲)	障害者総合支援法による補聴器支給の対象となら ない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニ ケーション能力の向上を支援するため、補聴器購 入費用を助成します。	障害福祉課

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実

現状と課題

乳幼児期は、体やことばの発達によるコミュニケーション能力、対人関係や 社会性、認知機能の習得など、学校における学習や集団生活の基盤を形成する 時期です。

幼稚園、保育所等における障害のある子どもへの支援内容や支援体制、幼稚園、保育所等に対する専門家によるサポート体制の整備が大切です。

そのため、令和3年度(2021年度)から発達支援コーディネーター養成事業を行い、支援を必要とする子どもが所属する幼稚園、保育所等の職員を発達支援コーディネーターとして養成し、園内での理解促進と適切な支援を促進しています。

福祉に関する実態調査の 18 歳未満の回答では、子どものことで悩みごとや困ったことがあるかについて、「介助や支援が必要な人自身(18 歳未満)の将来」の割合が 76.7%と最も高く、次いで「自分(介護や支援をしている人)亡き後の不安」が 61.4%となっていることから、個々の状況に応じた適切な相談支援等、療育を実施する体制の強化を図る必要があります。(P89 資料 3 – 8 参照)また、障害児に対して、その一人ひとりの障害の特性や教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるよう支援の充実を図ることが必要です。

今後の考え方

- ・特別な支援を必要とする児童生徒については、一人ひとりの障害の状態に応じて、きめ細かな教育を行う必要があります。このため、全ての小中学校において、校内支援体制の整備や教職員の専門性の確保などを行います。
- ・発達に課題のある子どもたちを地域で支えるサポート体制を確立するととも に、市立小中学校全校に特別支援学級が設置できるよう取組を継続します。

	事業名	事業内容	担当課等
1	障害児保育の推進	障害のある子どもの状態に応じて、幼稚園、保育 所及び認定こども園での集団生活の中で、お互い の理解を深め協力しながら育っていけるよう関係 機関と連携し、障害児保育を進めます。	保育課
2	巡回相談事業	幼稚園、保育所及び認定こども園に専門職が訪問 して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を 行います	発達支援室
3	特別支援保育運営 費補助金の交付	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、幼稚園、保育所及び認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの保育に関する運営費について補助金を交付します。	発達支援室
4	発達支援コーディネーター養成事業	支援を必要とする子どもが所属する幼稚園・保育 所等の職員を発達支援コーディネーターとして養 成し、園内での理解促進と適切な支援を提供が可 能となり、支援が必要な子どものライフステージ に応じた地域支援を行います。	発達支援室
5	出張相談事業	身近な地域で相談を受けることができる出張相談 の実施により、支援を必要とする子どもとその保 護者に相談しやすい環境を提供することで、地域 の子育て支援体制の充実を図ります。	発達支援室

6	ペアレント・トレ ーニング事業	保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切なか かわりができることで支援が必要な子どものライ フステージに応じた支援を行います。	発達支援室
7	特別支援教育の推 進	障害のあるなしにかかわらず、様々な課題を抱え た児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や 学習上の困難を改善または克服するために、適切 な教育や指導を通して必要な支援を行います。	教育指導課
8	特別支援学級の充 実	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程による指導を行います。特別支援学級を市立小中学校全校に設置します。	教育指導課
9	就学相談	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、 教育的ニーズを的確に把握することに努めます。 また、保護者の理解と協力を得るために就学相談 を行います。	教育指導課
10	学級介助員の配置	市立小中学校全校に配置した学級介助員が、特別 支援学級及び通常学級に在籍する児童生徒の学校 生活における支援を行います。	教育指導課
П	スクールアシスタ ントの配置	教員免許を有する会計年度任用職員が、小学校通 常学級に在籍している支援を必要とする児童に対 して、授業中の学習面での支援を行います。	教育指導課
12	言語・難聴通級指 導教室 (ことばの教室)	ことばやきこえに支援や特別な訓練が必要な児童 を対象に、個別指導を行います。	教育指導課
13	機能訓練	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童 生徒の運動機能を維持するための訓練を行いま す。	教育指導課
14	情緒通級指導教室 (つどいの教室)	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。	教育指導課
15	教育相談体制の充 実	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな 対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセ ラー (心理) やスクールソーシャルワーカー (福 祉) の配置を進めます。	教育センター
16	障害児の子どもの 家への受入れ	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受け入れに伴う体制整備等、環境を整えます。	青少年課

雇用・就労支援の推進

(1)継続的な就労支援の推進

現状と課題

8

福祉に関する実態調査では、全体の約3割の人が会社勤めなど収入を得る仕事をしており、就労をしていない人においても、今後収入を得るような就労をしたいと回答した人が3割おり、多くの人が就労を希望していることが読み取れます。また、「障害者の就労のためには、どのようなことが必要だと思うか」の質問については、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の順に高い回答となっており、就労後もいきいきと働き続けるために、働きやすい職場の環境づくりに向けて、企業等への障害者雇用における理解の推進が求められています。(P96資料6-1、P97資料6-3、P98資料6-6参照)

このため、就労を希望する人に対しては、社会参加や自立に向けた就労支援を行うとともに、就労している人に対しては生活面での支援も含めた定着支援の充実を図っていく必要があることから、平成30年(2018年)に開設した「鎌倉市二千人雇用センター」における雇用相談、雇用支援、定着支援などを通じて、障害のある方の「働きたい」、「働き続けたい」、企業の「雇用したい」、「雇用し続けたい」をサポートしていきます。

- ・働く意欲のある障害者に対して、就労移行支援サービスなどの利用を推進し、 一般就労を支援します。
- ・障害者雇用の推進に向けて、障害者の就労支援・生活支援や雇用企業への継続的な支援をワンストップで行う鎌倉市障害者二千人雇用センターを運営し、職場定着支援の充実を図ります。
- ・障害者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現 することができるよう、各種支援制度を運用し、経済的自立を支援します。
- ・障害者雇用の推進に向けて、関係機関等と情報共有し、課題を把握するとと もに、課題の解決に向けた協議、取組を進めます。

【事業】

	事業名	事業内容	担当課等
ı	就労移行支援の利 用推進	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練等を行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。	障害福祉課
2	庁内就労体験実習 の推進	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携等して、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。	障害福祉課
3	仕事応援ガイドブ ック	就労を希望する障害者が、障害福祉サービス事業 や就労を支援する事業所への理解を深めることを 目的に、「仕事応援ガイドブック」を作成し、市 内事業所に関する情報を提供します。	障害福祉課
4	鎌倉市障害者就労 支援事業所開設補 助金の交付	就労を支援する事業所の整備を促進するため、就 労移行支援または就労継続支援事業を行う事業所 を鎌倉市内に開設する法人に対し、開設費用の一 部を補助します。	障害福祉課
5	鎌倉市障害者二千 人雇用センターの 運営	障害者の自立、社会参加に向け、障害者雇用を促進するため、働く希望のある障害者の一般就労に必要な能力の取得の支援、就労支援・生活支援及び職場定着支援を行い、併せて企業からの障害者雇用に関する相談受付や雇用管理における助言を行います。	障害福祉課
6	鎌倉市障害者二千 人雇用推進協議会 の開催	障害者雇用の推進に向けての課題を把握するとと もに、課題解決等に向けた協議を行います。	障害福祉課

(2) 多様な雇用の促進

現状と課題

企業等における障害者の法定雇用率は、令和3年3月に2.3%、令和6年4月に2.5%と段階的に引き上げられてきており、障害者の積極的な雇用が求められています。しかしながら、ハローワーク藤沢所管内の法定雇用率達成企業の割合は、令和4年6月1日時点で41.2%であり、神奈川県全体の法定雇用率達成企業の割合である44.6%と比較して低い傾向にあることから、企業等に対し、障害者雇用の啓発や、雇用機会の場の積極的な提供が求められます。

また、社会状況の変化に合わせて、働く時間や場所を選ばない働き方の選択 肢が広がり、就労を希望する者のニーズも多様化しており、個々の状態や状況 に応じて、多様な働き方を選択できる就労支援・就労継続支援に関する施策の 推進が必要です。 障害者の就労は、企業等での一般就労のほか、就労継続支援事業所等での 福祉的就労という選択肢もあり、経済的な自立に寄与するだけでなく、社会 参加という点においても非常に重要な側面を担っています。鎌倉市が目指す 共生社会を実現するため、市民の障害への理解をより一層推進する様々な機 会の場の提供や取組を行う必要があります。

今後の考え方

- ・働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、市が率先して障害者雇用に ついて取り組むとともに、地域の事業者などに対し障害者雇用における理解 の普及啓発に努め、障害者雇用を推進します。
- ・障害の特性に応じた多様な就労支援の充実・強化を図ります。
- ・障害者の社会参加と障害者に対する市民の理解を推進します。
- ・障害者就労施設等に対する発注の機会を増やし、施設等の売上と障害者の所 得の向上を図ります。

【事業】

	事業名	事業内容	担当課等
1	障害者雇用の推進	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、 障害者 2000 人の雇用を目指し、地域の事業者等 に働きかけ、障害者雇用を促進します。	障害福祉課 商工課 農水課
2	障害者雇用奨励金 の支給	障害者雇用を促進するため、知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給します。	障害福祉課
3	障害者雇用連絡 会・就労支援関係 機関会議への参加	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害 福祉施設、障害者職業センター、支援学校等、障 害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状 と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体 制の推進を図ります。	障害福祉課
4	障害者法定雇用率 未達成事業所の訪 問	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用 率が未達成の事業所を訪問し、一人でも多くの障 害者が就職できるよう、事業所の理解を求めてい きます。	障害福祉課
5	総合評価競争入札 における障害者雇 用企業に対する加 点	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の 有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を 行います。	契約検査課

6	労働環境調査の実 施(障害者)	若年者・女性・高齢者・障害者などの労働環境や 雇用実態を調査し、課題を把握することで労働問 題への啓発を図るとともに、本市の労働施策につ なげます。	商工課
7	障害者雇用啓発講 演会の開催	市内における障害者雇用を促進するため、市内企業が障害者雇用についての知識を深め、雇用に踏み出すきっかけとなるよう障害者雇用に関する情報を提供します。	障害福祉課
8	障害者就職面接会 の開催	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業 と面接を行い、一人でも多くの障害者を雇用でき るようハローワーク藤沢と協力し、就業機会・雇 用機会を提供します。	障害福祉課
9	市職員の障害者雇 用の推進	各職場における障害者雇用を推進します。併せて、 就業意欲のある知的障害者及び精神障害者を市役 所内に設置した「ワークステーションかまくら」に おいて会計年度任用職員として採用し、庁内の事 務作業等を行いながら、仕事のスキルや社会性を 身に付け一般就労へのステップアップを支援しま す。	職員課障害福祉課
10	鎌倉市障害者就労 移行支援金の給付	障害者が自立に向けた生活を営むことを支援する ため、就労移行支援又は就労継続支援を利用して 一般就労へ移行し、一定の要件を満たす者に対し て、就労移行支援金を給付します。	障害福祉課
11	デジタル就労支援 センターKAMA KURAの運営	様々な要因で就労に困難を抱える障害者やひきこもり状態にある者を対象に、社会参加と自立に向けた生活を支援するため、IT業務を中心に在宅又は通所による就労の機会を提供します。	障害福祉課
12	鎌倉市農業就労体験セミナーの開催	障害者やひきこもり状態にある者、就労に困難を 抱える者を対象に、農業を通じた社会的居場所の 提供や農業分野での就労を目指すためのスキル習 得の機会を提供します。	障害福祉課
13	障害者就労施設等 からの物品等の調 達の推進	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。	各課障害福祉課

第5章 計画の進行管理

障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内では関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCAサイクル

計画を見直す際の手法は、PDCA サイクルの考え方を使います。

(I) 計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2) 実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3) 評価(Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4) 改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るため様々な取組を行っています。協議会は、地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会などテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それらを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映すべき内容については、適宜、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言等をするという役割を担っています。

鎌倉市障害者支援協議会組織図

~ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ~ 障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち 鎌倉市障害者支援協議会 「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」 鎌倉市障害者支援協議会 全体会 年3回開催予定 鎌倉市障害者支援協議会 運営会議 [模成类頁] [新葉串務] (1) 医療関係者 (2) 揺並に関係を有する団体の関係者 地域の課題の機器と情報の共有に関すること。 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。 消費期保予定 ③ 協議会の選営内容についての評価に関すること。 就労に関係を有する団体の関係者 学道経験を有する者 | 所乗争項| | (1) 修膳会の選繋に職すること。 | (2) 全体会における修膳事項に関すること。 | (3) 全体会が設置するとした専門部会に関すること。 専門部会の設置に関すること。 15 関係行政機能及び関係教育機関の職員 16 障害者等及びその家族 17) その他、市長が必要と認める者。 (5) その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。 ・上記(2)の協議及び全体会において協議、検討事項が必要と 【構成委員】 (1) 経倉市障害福祉課長 (2) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者 (3) 専門部会長 ・必要に応けて臨時委員を置くことができる。 ・運長正別議任長谷1人を置く。 された事項について、専門部会に協議を依頼し、全体会へ * 任期は2年以内とし、満了日は委嘱を行った年度の 報告を求める。 翌年度末日とする 会長及び割会長各1人を置く。会長及び割会長は 委員の直返によって定める。 【その他、全体会の役割】 会議における協議の結果、必要に応じて、市長及び事業主体等に対し提案する。 校制」 「全体会関値期の打ち合わせ 2 情報や採起の共考と交通整理 3 各部会の走接管理 3 手市の予算編成を矩据えた協議会のスケジュール管理 5.今後の協議会のあり方についての協議 鎌倉市障害者支援協議会 専門部会 年3週開催予定 [協議事項] t mm 中央」 取書経社事業や障害搭社サービスについて、実務上や実際上の問題や対応策について協議を行う。専門部会は、各部会が 地域事例みえるか会議 随時開催 自主的、主体的に、かつ柔軟性をもって運営することとし、取り上げるテーマについては、専門部会や作り した課題を種理し、設定するほか、全体会および運営会議で輸出、機理された課題を取り扱うこととする。 ついては、専門部会や作業部会を通じて把握 [構成类員] (相談委員) (1) 鎌倉市が集務委託する相談支援事業者 (2) 鎌倉市部書福社版 (3) 鎌倉市基幹相談支援センター ※臨時委員として主任相談支援専門員 【構成委員】 MMM 安良』 専門部会の委員は、運営会議において選任し、必要に応じて専門部会長が選任する。 ・部会長を置く。部会長は 委員の直選によって定める 地域生活支援部会 精神保備搭扯部会 [役割] 役例」 「地域課題を個別事例から抽出、整理し、「おえる化」する。 2倍出、整理した地域課題を、問題のテーマ楽として 運営会議と示す。運営会議との連載を目指す。 障害のある子が地域でのびのび成長 課者のある方が地域で安心して毎ら せるための課題抽出や概能の協議。 検討を行う節念、地域生活支援拠点 整備に関する事業の選抄等について の協議の場としての被散も併せ持つ。 福神障害のある方が地域で変わして 最らせるための課題毎出や機能の検 計・協議を行う部分。「精神障害にも 対似した地域を新ケアンステム」の協 議の場としての機能も併せ持つ。 ていける環境づくりや、練客のある 子を育てる保護者が地域で安心 子育でできるサポートネットワー て協議、検討する部会 鎌倉市障害者支援協議会 事務局 作業部会・研修会等 (必要に応じて設置、実施) 作業部会・研修会等 (必要に応じて設置、実施) 事務局を鎌倉市健康指祉部隊害指祉採に置く。 産務は社会指祉法人等に委託することができる。

令和5年(2023年)4月1日現在

資料編

計画策定の経過

年度	実施月日	策定経過の項目	内容
(2022年度)	I月 30 日~ 2月6日	福祉に関する実態調査 (障害者用、障害児及び 保護者用) 障害福祉サービス提供実	・市内在住の障害者 2,118 人、障害児 482 人を対象 ・郵送による配布回収 ・回収率:障害者用 41.5%、障害児及び保護者用 51.7% ・障害福祉サービスを実施している法人等 80 者を対象
<u> </u>		態調査	・郵送による配布回収・回収率:57.5%
	7月15日	令和5年度(2023年度)第1回 鎌倉市障害者福祉計画 推進会議	・令和4年度(2022 年度)障害者福祉計画推進状況報告書 (案)について ・次期計画の策定について
	8月17日	令和5年度(2023 年度)第1回 鎌倉市障害者福祉計画 推進委員会	・令和4年度(2022 年度)障害者福祉計画推進状況報告書 (案)について ・次期計画の策定について
(2 ₀ 令	10月5日	令和5年度(2023年度)第2回 鎌倉市障害者福祉計画 推進会議	・第1回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会について(報告) ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について ・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
(2023年度)	10月16日	「平成 29 年度「障害者施 策への提言」への取組に 係る評価」の提出	・「平成 29 年度「障害者施策への提言」への取組に係る評価」 を鎌倉市障害者支援協議会が鎌倉市障害者福祉計画推進 委員会に提出
	10月19日	令和5年度(2023年度)第2回 鎌倉市障害者福祉計画 推進委員会	 ・第2回鎌倉市障害者福祉計画推進会議について(報告) ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について ・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
	10月20日 10月23日 10月24日 10月26日	事業所ヒアリング	・全5回 ・5団体が参加 ・鎌倉市障害者福祉計画策定について意見交換を実施
	10月25日	鎌倉市障害者支援協議 会との意見交換会	・鎌倉市障害者福祉計画策定について鎌倉市障害者支援協議 会委員との意見交換を実施
	11月13日	令和5年度(2023年度)第3回 鎌倉市障害者福祉計画 推進会議	・第2回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会及び推進会議について(報告) ・平成29年度「障害者施策への提言」への取組に係る評価の提出について(報告) ・事業所ヒアリングについて(報告) ・意見交換会について(報告) ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について ・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について

年度	実施月日	策定経過の項目	内容
	11月16日	令和5年度(2023 年度)第3回 鎌倉市障害者福祉計画 推進委員会	 ・第3回鎌倉市障害者福祉計画推進会議について(報告) ・事業所ヒアリングについて(報告) ・意見交換会について(報告) ・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について ・今後のスケジュールについて
	12月6日~ 月5日	意見公募手続 (パブリックコメント)	・第4鎌倉市障害者基本計画(案)、第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)についての意見公募手続きを実施・全80件の意見を受付
	2月 20 日	令和5年度(2023 年度)第4回 鎌倉市障害者福祉計画 推進会議	・意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 ・第4期鎌倉市障害者基本計画(案)について ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について
	2月 29 日	令和5年度(2023年度)第4回 鎌倉市障害者福祉計画 推進委員会	・意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 ・第4期鎌倉市障害者基本計画(案)について ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について

2 障害者施策に関する主な法制度等の動向

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 17 年 (2005 年) 4 月	・「発達障害者支援法」施行 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を 明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の 支援、発達障害者支援センターの指定等について規定
平成 18 年 (2006 年) 4 月	・「障害者自立支援法」施行 3障害(身体・知的・精神)のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支 給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障害のあ る人を支える仕組みが構築される
平成 18 年 (2006 年) 12 月	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行・「教育基本法」改正
平成 19 年 (2007 年) 4 月	・「特別支援教育の推進のための学校教育法等」一部改正 障害のある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置付けられる
平成 19 年 (2007 年) 9月	・「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」に署名
平成 21 年 (2009 年) 12 月	・国連「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」の締結に必要な国内法の整備を 始めとする日本の障害者制度の集中的な改革を行うため「障害者制度改革推進本部」 を内閣に設置
平成 23 年 (2011年) 8月	・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など
平成 24 年 (2012 年) 10 月	・「障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」施行
平成 25 年 (2013 年) 4 月	・「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」施行(一部、平成 26 年(2014年)4月施行)新たに難病を追加・「障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)」施行・「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」改正障害のある人の法定雇用率の引き上げ(民間 1.8%から 2.0%、行政 2.1%から 2.3%)
平成 25 年 (2013 年) 6月	・「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 26 年	
(2014年)	・「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」の批准
I 月	
平成 26 年	・「精神保健福祉法」施行
(2014年)	精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る
4月	16 HITTER OVINEWORLE, OUT ON THE WAY OF THE PROPERTY OF THE PR
平成 27 年	・「難病法(難病患者に対する医療等に関する法律)」施行
(2015年)	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の
月	維持向上を図る
平成 28 年	「障害者差別解消法(障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)」施行
(2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者
4月	における障害を理由とする差別を解消するための措置等を規定
平成 28 年	・「障害者雇用促進法」改正
(2016年)	障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障
4月	害者を法定雇用率の算定基礎に加える等
平成 28 年	・「発達障害者支援法」改正
(2016年)	切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害
8月	者基本法の基本的な理念にのっとること等を規定
平成 29 年	
(2017年)	·「児童福祉法」改正
4月	児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化など
五十 20 左	
平成 30 年	・「障害者総合支援法」改正
(2018年) 3月	共生型サービスの新設等
373	
令和元年	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
(2019年)	障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享
6月	受することができる社会の実現に寄与
令和2年	・「障害者雇用促進法」の改正
(2020年)	「優良事業主の認定制度」、「特例給付金」の設置等
4月	K K 4 X T V BIOX (A)X 1 (A) V BIO 1 B D V K E V
令和3年	・「障害者差別解消法」改正
(2021年)	民間事業者の合理的配慮の提供が義務化(令和6年(2024年)4月施行)
6月	
令和3年	・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
(2021年)	国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を規定
9月	
令和4年	・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
(2022年)	障害者による情報の取得利用・意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の
5月	実現に資することを目的とする
令和4年	・「児童福祉法」改正
(2022年)	児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化す
6月	るなどの改正を、令和6年(2024年)4月に一部を除き施行。
令和4年	・「障害者総合支援法」改正
(2022年)	障害者総合支援法を含む福祉関連8法が改正され、令和6年(2024 年)4 月に一部
12月	を除き施行。

3 福祉に関する実態調査結果(概要版)

Ι 調査の概要

(1) 調査の目的

令和6年度からの第4期鎌倉市障害者基本計画及び第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画を含む)策定の基礎資料として、調査を実施しました。

(2) 調査対象

障害者用アンケート:鎌倉市在住の障害者手帳所持者 2,118 人 障害児及び保護者用アンケート:鎌倉市在住の 18 歳未満の障害者手帳所持者 及び障害児通所支援サービス利用者 482 人

(3) 調査期間

令和5年1月30日から令和5年2月6日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回収率
障害者用アンケート	2,118通	879 通	41.5%
障害児及び保護者用アンケート	482 通	249 通	51.7%

(6) 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率 (%) で示してあります。また、 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場 合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と 単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、 複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、 表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法 です。
- ・各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適 さないため、サンプル数が IOより少ない項目は参考として表示し、分析から除外し ています。

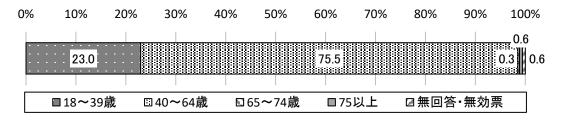
Ⅱ 調査結果

(1) 回答者の属性

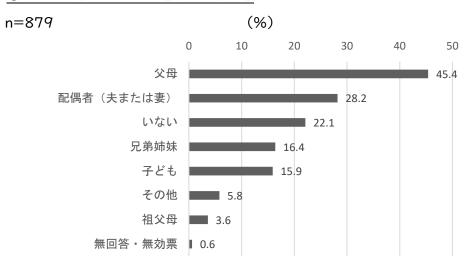
<18 歳以上調査>

① 年齢

n=879

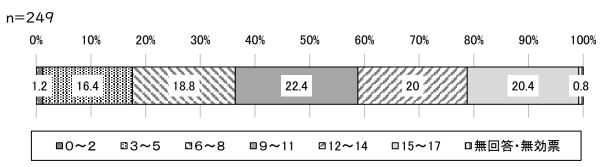


② 一緒に暮らしている人【複数回答可】

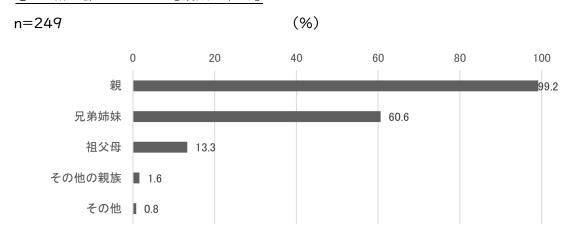


<18 歳未満調査>

① 年齢



② 一緒に暮らしている人【複数回答可】



(2) 障害の状況について

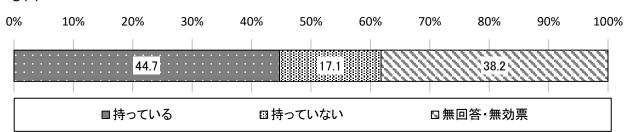
<18 歳以上調査>

障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が 44.7%、療育手帳が 25.6%、精神障害者保健福祉手帳が 35.8%となっています。

また、難病と認定された方は 9.8%、発達障害と診断された方、高次脳機能障害と診断された方は、それぞれ、19.5%、4.6%となっています。強度行動障害については、6.4%があると回答しました。

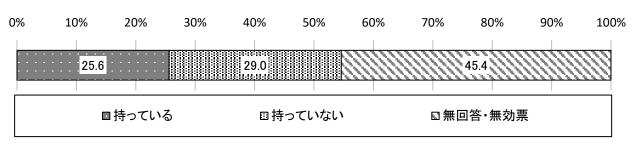
① 身体障害者手帳について





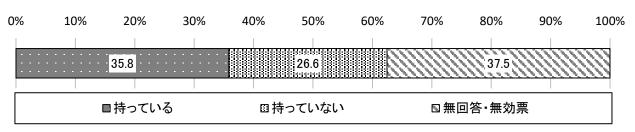
② 療育手帳(愛の手帳など)について

n=879



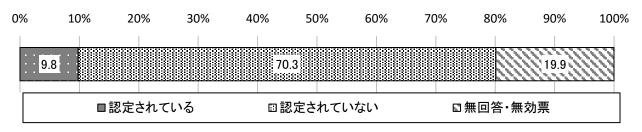
③ 精神障害者保健福祉手帳について

n=879



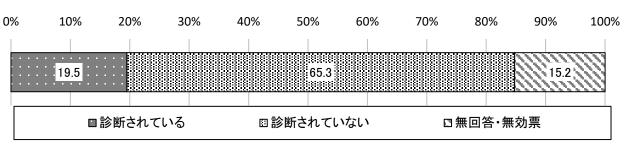
④ 難病(特定疾患)の認定について

n=879



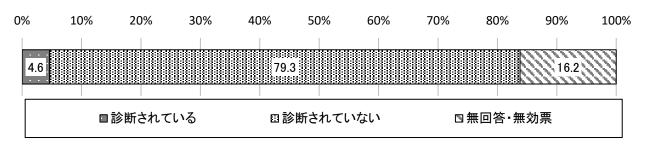
⑤ 発達障害の診断について

n=879

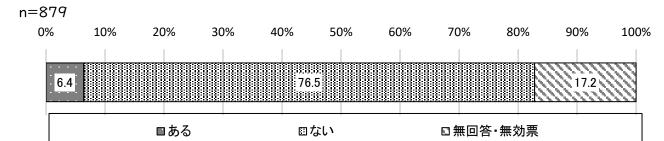


⑥ 高次脳機能障害の診断について

n=879



⑦ 強度行動障害の有無について



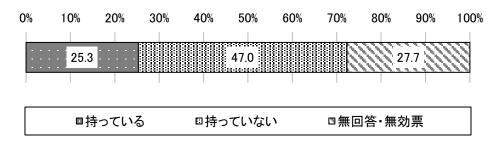
<18 歳未満調査>

障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が 25.3%、療育手帳が 67.9%、精神障害者保健福祉手帳が 4.4%となっています。

また、発達障害と診断された方は 55.0%となっています。強度行動障害については、 13.3%があると回答しました。

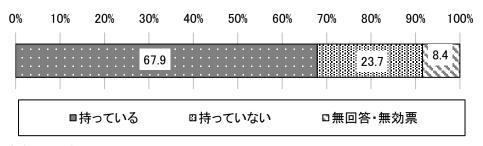
① 身体障害者手帳について

n = 249



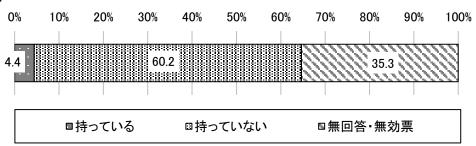
② 療育手帳について

n=249



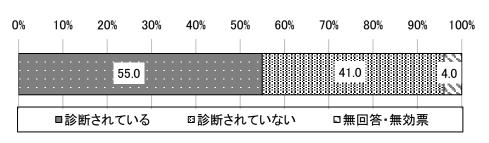
③ 精神障害者保健福祉手帳について

n=249



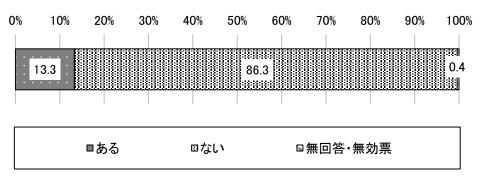
④ 発達障害の診断について

n = 249



⑤ 強度行動障害の有無について

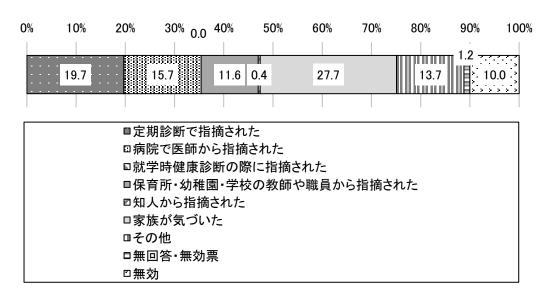
n = 249



障害や発達が心配になったきっかけについては、「家族が気付いた」の割合が最も高く、 次いで「定期健診(乳幼児健康診査)で指摘された」が高くなっています。

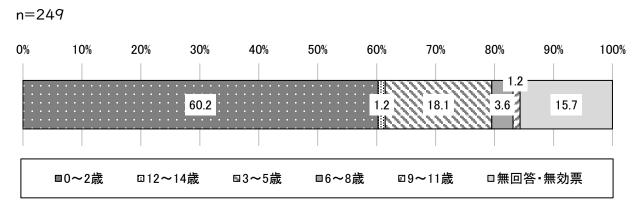
資料2-1 障害や発達が心配になったきっかけについて

n=249



発達の不安や障害に気付いた時の対象児の年齢については、「0~2歳」の割合が高くなっています。

資料2-2 発達の不安や障害に気付いた時の対象児の年齢について

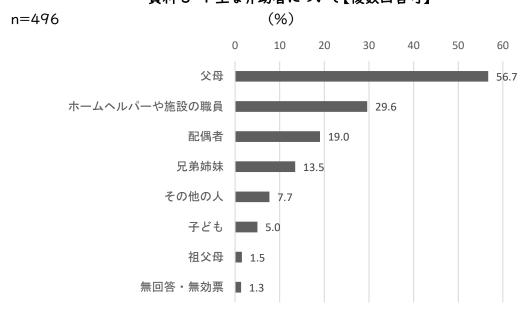


(3) 介助者について

<18 歳以上調査>

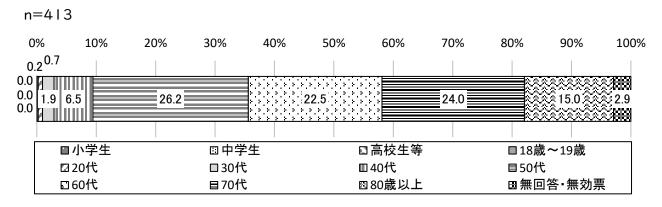
主な介助者については、「父母」の割合が最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」や「配偶者(夫または妻)」の割合が高くなっています。

資料 3-1 主な介助者について【複数回答可】



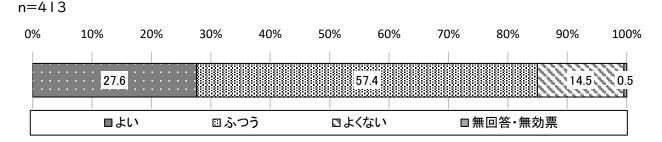
主な介助者が親族である場合、その年齢については、約4割が「70代」以上であり介助者の高齢化が見受けられます。

資料 3-2 主な介助者の年齢について



主な介助者が親族である場合、その健康状態については、「ふつう」の割合が最も高くなっています。

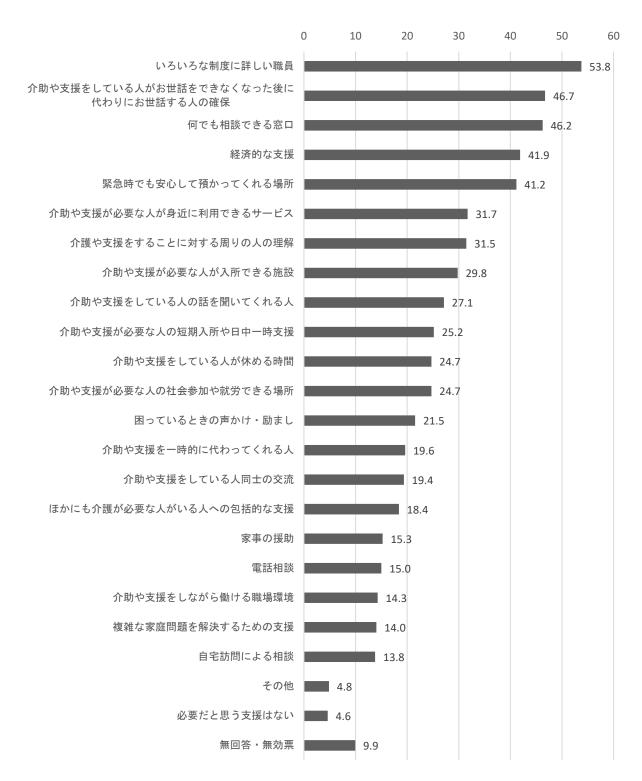
資料 3-3 主な介助者の健康状態について



介助者を支えるために必要だと思う支援について、「いろいろな制度に詳しい職員」 の割合が最も高くなっています。

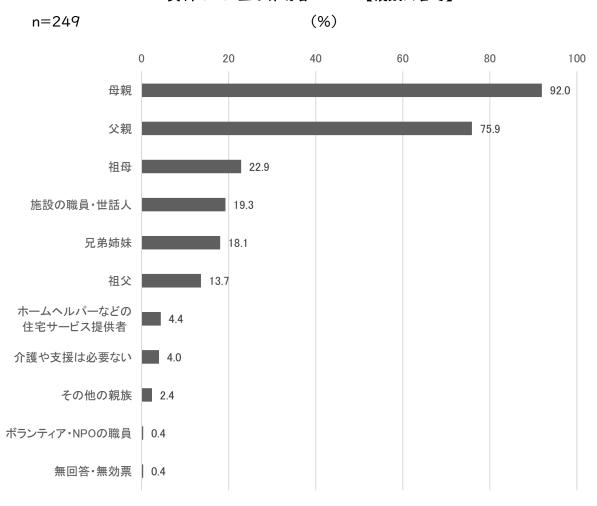
資料 3-4 介助者を支えるために必要だと思う支援について【複数回答可】

n=413 (%)



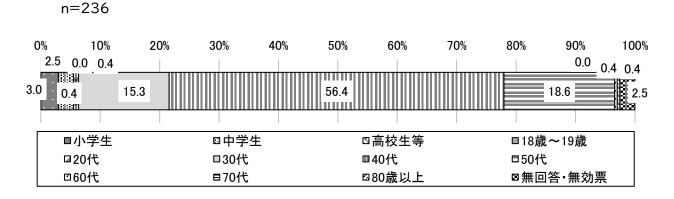
<18 歳未満調査>

主な介助者については、「母親」の割合が最も高く、次いで「父親」や「祖母」の割合が高くなっています。



資料 3-5 主な介助者について【複数回答可】

主な介助者が親族である場合、その年齢については、「40代」の割合が最も高くなっています。

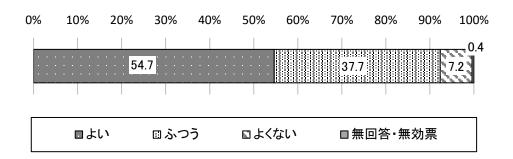


資料 3-6 主な介助者の年齢について

主な介助者が親族である場合、その健康状態については、9割以上が「ふつう」か「よい」と答えています。

資料 3-7 主な介助者の健康状態について

n=236



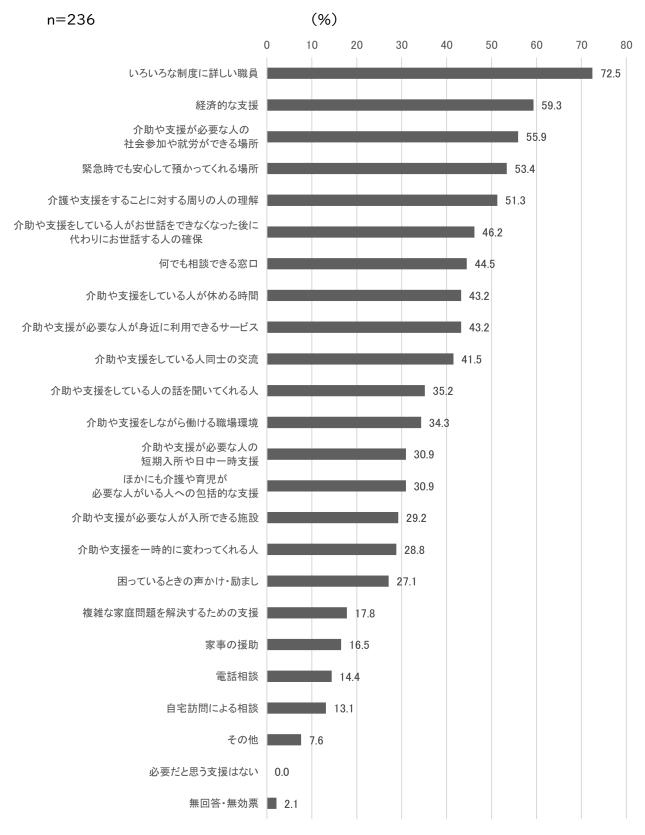
「介助や支援が必要な人自身(18歳未満)の将来」が最も高く、次いで「自分亡き後の不安」や「時間に追われている」の割合が高くなっています。

資料 3-8 介助や支援で困っていることについて



介助者を支えるために必要だと思う支援について、「いろいろな制度に詳しい職員」 の割合が最も高くなっています。

資料 3-9 介助者を支えるために必要だと思う支援について【複数回答可】



(4) 医療について

<18 歳以上調査>

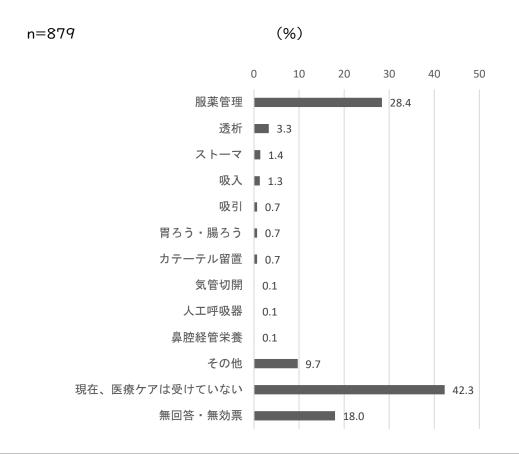
定期的な通院については、5割以上が「ほぼ毎月」もしくは「ほぼ毎週」と答えており、 次いで「年に数回程度」や「通院していない」の割合が高くなっています。

n=879 70% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 80% 90% 100% 9.1 47.8 3.1 / 8.8 ■ほぼ毎週 □ほぼ毎月 □年に数回程度 □年に1回程度 □通院していない □無回答・無効票

資料 4-1 定期的な通院について

現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が約 4割ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

資料 4-2 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】



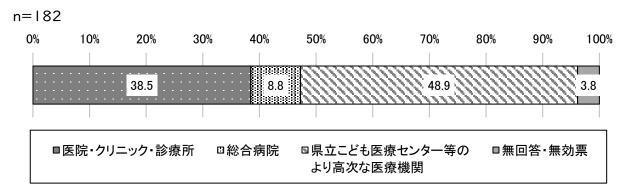
<18 歳未満調査>

定期的に通院しているかについては、「年に数回程度」の割合が最も高く、次いで「診療を受けていない」や「年に1回程度」の割合が高くなっています。

n = 2490% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 100% 10% 90% 2.0 14.9 8.0 ■ほぼ毎週 □ほぼ毎月 □年に数回程度 □年に1回程度 □診療を受けていない □無回答・無効票

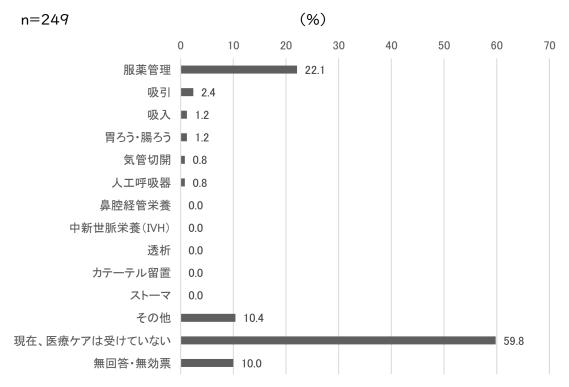
資料 4-3 定期的な通院について

通院している医療機関については、約5割が「県立こども医療センター等のより高次な医療機関」と答えています。



資料 4-4 通院している医療機関について

現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が5割以上ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

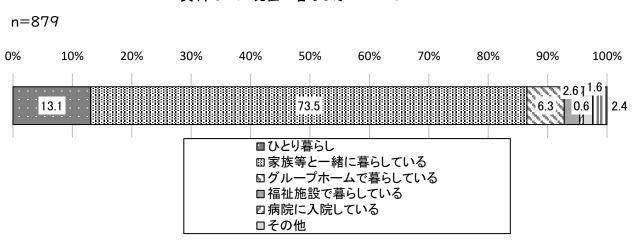


資料 4-5 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】

(5) 住まいや暮らしについて

<18 歳以上調査>

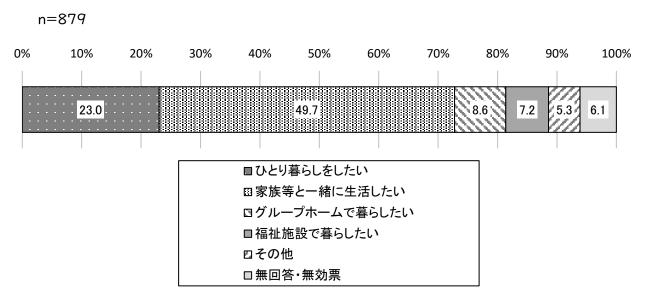
現在の暮らし方については、7割以上が「家族等と一緒に暮らしている」と答えています。



資料 5-1 現在の暮らし方について

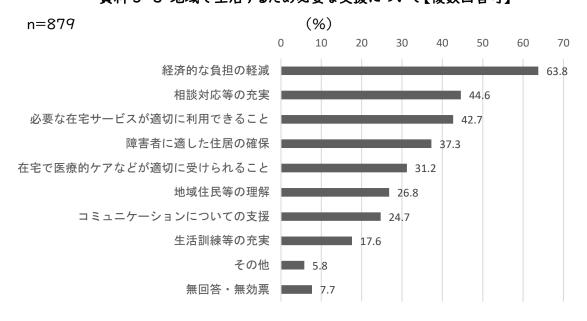
将来の暮らし方については、現在の暮らし方と比較すると「ひとり暮らしをしたい」や「グループホームで暮らしたい」、「福祉施設(障害者支援施設、老人ホーム等)で暮らしたい」の割合が増えています。

資料 5-2 将来の暮らし方について



地域で生活をするためには必要な支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「相談対応等の充実」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。

資料 5-3 地域で生活するため必要な支援について【複数回答可】

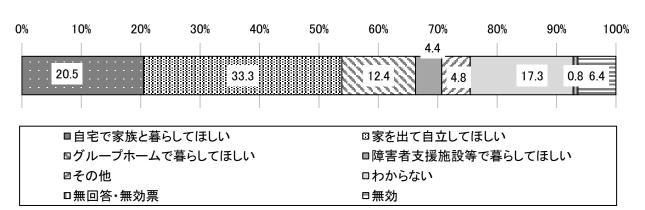


<18 歳未満調査>

お子さんの将来の生活については、3割以上の保護者が「家を出て自立してほしい」と答えています。

資料 5-4 将来の暮らし方について

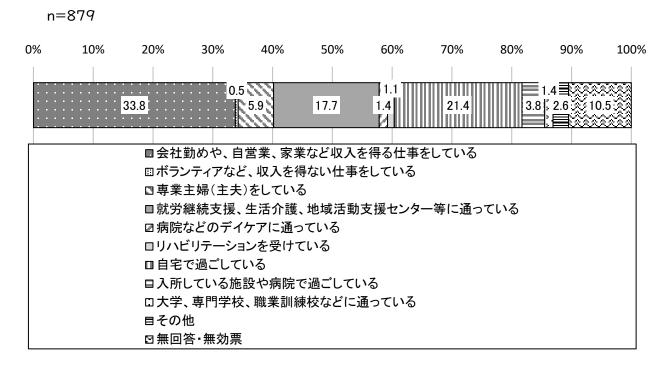
n=248



(6) 日中活動や就労について

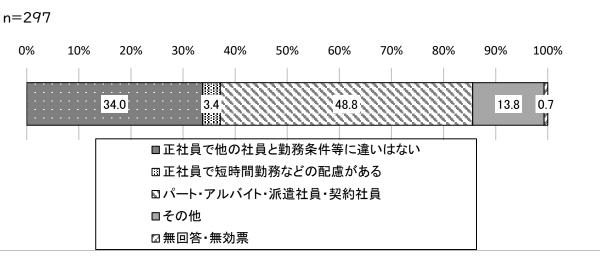
<18 歳以上調査>

平日の主な日中の過ごし方については、約3割が「会社勤めや、自営業、家業など収入を得る仕事をしている」と答えており、次いで「自宅で過ごしている」と「就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等に通っている」がそれぞれ2割程度と割合が高くなっています。



資料 6-1 平日の主な日中の過ごし方について

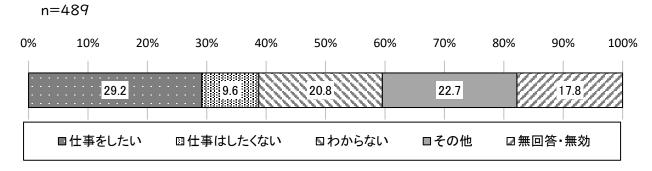
収入のある仕事をしている方の勤務形態については、約5割が「パート・アルバイト・派遣社員(職員)」と答えており、最も割合が高くなっています。次いで約3割が「正社員(正職員)で他の社員(職員)と勤務条件等に違いはない」と答えています。



資料 6-2 収入を得る仕事をしている方の勤務形態について

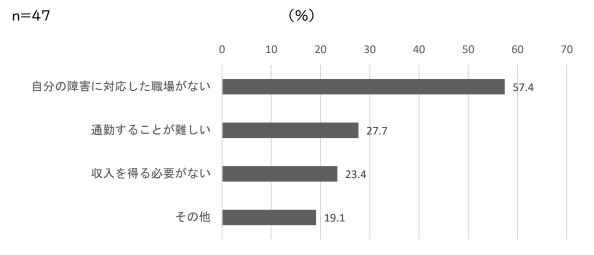
収入のある仕事をしていない方の今後の就労に関する意向については、約3割が「仕事をしたい」と答えています。

資料 6-3 今後の就労に関する意向について



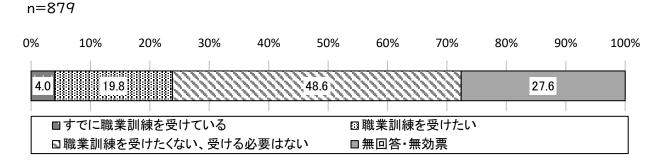
「仕事はしたくない」の理由では、「自分の障害に対応した職場がない」の割合が最も高くなっており、次いで「通勤することが難しい」の割合が高くなっています。なお、「その他」では、「年齢の問題」や「介護者と離れられない」といった回答がありました。

資料 6-4 仕事はしたくない理由について【複数回答可】



就労を目的とした職業訓練の受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が最も高い一方、約2割は「職業訓練を受けたい」と答えています。

資料 6-5 就労を目的とした職業訓練の受講意向について



障害者の就労のために必要なこととしては、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」という回答が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています。

資料 6-6 障害者の就労のために必要なことについて【複数回答可】

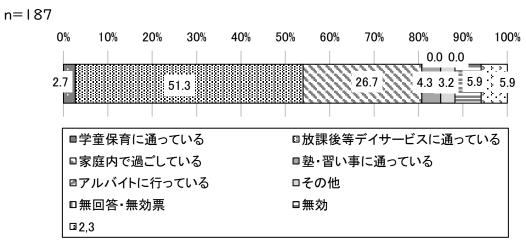




<18 歳未満調査>

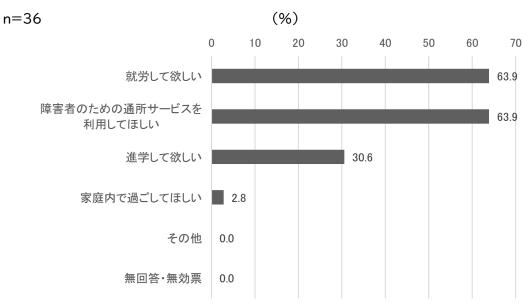
学校に通学している場合の放課後の過ごし方では、5割以上が「放課後等デイサービスに通っている」と回答しています。

資料 6-7 学校に通学している場合の放課後の過ごし方について



お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方については、保護者からの回答として「就労して欲しい」や「障害者のための通所サービス(就労継続支援・生活介護・地域活動支援センターなど)を利用してほしい」の割合が高くなっています。

資料 6-8 お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方について 【複数回答可】



<18 歳以上調査>

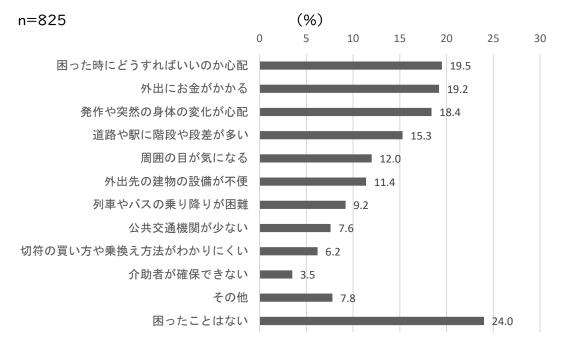
外出の頻度については、「毎日外出する」と「I週間に数回外出する」が合わせて8割以上を占めています。一方で、I割程度は「めったに外出しない」か「まったく外出していない」と回答しています。

n=879 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 47.4 36.5 □1週間に数回外出する ■毎日外出する ■めったに外出しない ■まったく外出していない

□無回答•無効票

資料 7-1 |週間の外出頻度について

外出する時に困ることでは、「困ったことはない」の割合が最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる」及び「発作や突然の身体の変化が心配」の割合が高くなっています。

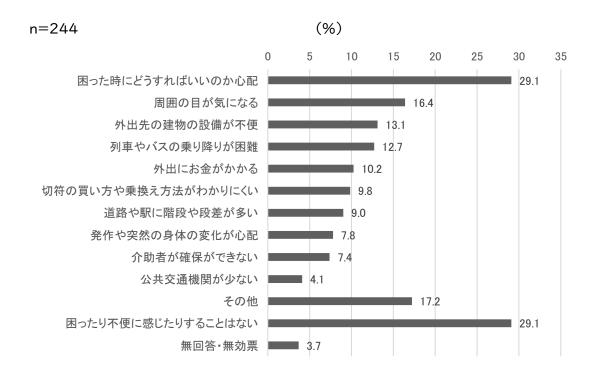


資料 7-2 外出する時に困ることについて【複数回答可】

<18 歳未満調査>

お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に困ったり不便に感じることがあることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が最も高く、次いで「周囲の目が気になる」や「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」の割合が高くなっています。一方、約3割は「困ったり不便に感じたりすることはない」と答えています。

資料 7-3 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に、困ったり 不便に感じることについて【複数回答可】

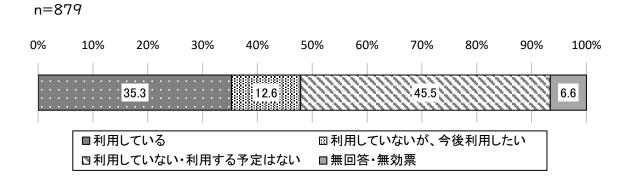


(8) 障害福祉サービスについて

<18 歳以上調査>

障害福祉サービスの利用については、「利用していない・利用する予定はない」が4割 半ばと最も高く、次いで「利用している」が約3割半ば程度を占めています。

資料 8-1 障害福祉サービス利用について



障害福祉サービスの利用状況では、「計画相談支援」で「利用している」の割合が最 も高くなっています。

今度の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」と「計画相談支援」で「利用したい」の割合高く、次いで「移動支援」や「共同生活援助(グループホーム)」の割合が高くなっています。

<現在の利用状況>

資料8-2 個々のサービスの利用状況について

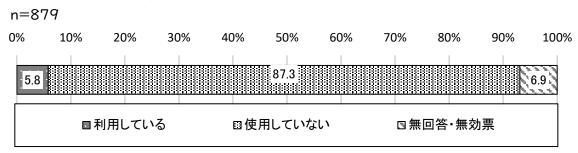
<今後の利用意向>

n = 421

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% ①居宅介護(ホームヘルプ) 10.2 66.0 23.8 18.8 44.9 36.3 ②重度訪問介護 1.4 69.4 29.2 10.9 50.8 38.2 ③同行援護 3.8 66.5 29.7 10.2 53.0 36.8 ④行動援護 10.2 63.4 26.4 21.9 44.2 34.0 ⑤重度障害者等包括支援 1.2 71.3 27.6 9.3 ⑥生活介護 15.4 60.3 24.2 18.5 47.0 34.4 9.5 65.8 24.7 24.0 40.9 35.2 ⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練) ⑧就労移行支援 7.1 68.6 24.2 20.9 42.3 36.8 ⑨就労継続支援(A型、B型) 16.9 60.1 23.0 26.4 39.4 34.2 ⑩就労定着支援 5.7 68.2 26.1 23.3 40.6 36.1 10.7 52.0 37.3 ①療養介護 2.1 70.3 27.6 ②短期入所(ショートステイ) 10.7 65.1 24.2 27.6 40.4 32.1 26.1 37.8 36.1 ③自立生活援助 5.0 69.1 25.9 (4)共同生活援助(グループホーム) 13.1 63.9 23.0 29.0 38.2 32.8 ⑤施設入所支援 3.3 71.3 25.4 15.9 49.2 34.9 16計画相談支援 43.5 37.8 18.8 45.4 21.4 33.3 15.9 48.7 35.4 ①地域移行支援 1.9 71.3 26.8 26.6 38.0 35.4 18地域定着支援 1.4 73.9 24.7 19相談支援 25.7 52.0 22.3 48.0 18.5 33.5 ②意思疎通支援事業 0.7 72.4 26.8 4.5 59.4 36.1 36.8 31.1 32.1 ②移動支援 19.5 58.2 22.3 26.6 40.4 33.0 ②地域活動支援センター 10.0 66.3 23.8 ②訪問入浴サービス 1.4 73.4 25.2 8.6 57.2 34.2 ②日中一時支援 4.5 70.1 25.4 27.6 39.0 33.5 ■利用している □利用していない □無回答 ■利用している □利用していない □無回答

介護保険サービスの利用については、「利用していない」が約9割となっています。

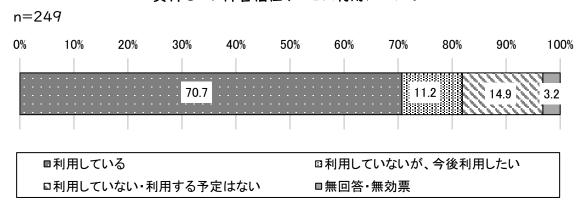
資料 8-3 介護保険サービス利用について



<18 歳未満調査>

障害福祉サービスの利用については、「利用している」が7割と最も高くなっています。

資料 8-4 障害福祉サービス利用について



個々の障害福祉サービスの利用状況については、「障害児相談支援」と「放課後等 デイサービス」でも「利用している」の割合が高くなっています。

今後の障害福祉サービスの利用意向については、「障害児相談支援」で「利用したい」の割合が最も高く、次いで「放課後等デイサービス」及び「日中一時支援」の割合が高くなっています。

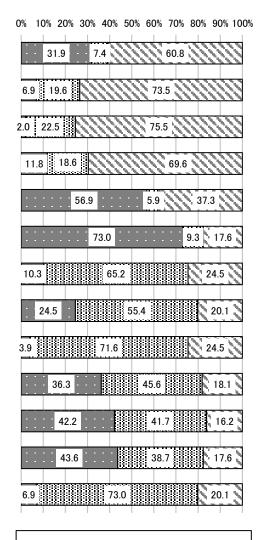
資料 8-5 個々のサービスの利用状況について

n = 204

<現在の利用状況>

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%100% ①児童発達支援 33.3 15.2 51.5 ②医療型 27.9 67.6 児童発達支援 ③居宅訪問型 0.0 31.4 児童発達支援 4保育所等 8.3 28.4 63.2 訪問支援 ⑤放課後等 62.7 16.2 21.1 デイサービス ⑥障害児 70.6 25.5 3.9 相談支援 ⑦居宅介護 3.9 77.9 18.1 ⑧行動援護 1.0 80.4 9同行援護 1.0 78.4 20.6 ⑩短期入所 5.9 78.4 15.7 ①移動支援 12.3 72.1 15.7 ⑫日中一時支援 3.4 79.4 ③訪問入浴 0.0 81.4 18.6 サービス ■利用している □利用していない □無回答・無効票

<今後の利用意向>



■利用している □利用していない □無回答・無効票

- ※①~④は未就学児の対象児がいる方のみ回答
- ※⑤は就学児の対象児がいる方のみ回答

<18 歳以上調査>

相談相手については、「家族や親せき」の割合が最も高く、次いで「友人・知人」や「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」の割合が高くなっています。

n=879 (%) 40 家族や親せき 73.2 友人・知人 33.4 かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー 相談支援事業所の相談支援専門員 18.1 サービス提供事業所の人や施設職員 16.7 職場の上司や同僚 ■■■ 市役所や保健福祉事務所などの行政機関の相談窓口 10.7 介護保険のケアマネージャー ■ 5.1 近所の人 ■ 4.1 障害者団体や家族会 ■ 1.9 学校の先生 ■ 1.3 民生委員 ▮ 0.7 その他 5.2 特に相談する相手はいない 8.5 無回答・無効票 ■ 3.9

資料 9-1 相談相手について【複数回答可】

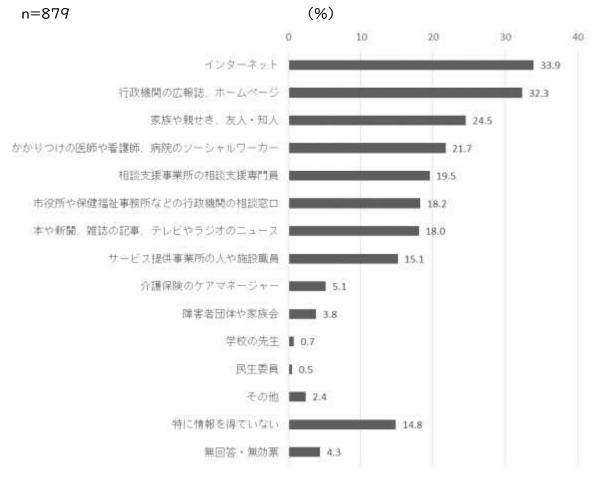
相談について困ることでは、「特に困ったことはない」の回答が最も高くなっています。次いで、「相談しても満足のいく回答が得られない」や「どこ(誰)に相談していいのかわからない」の割合が高くなっています。

n=879 (%)
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
相談しても満足のいく回答が得られない
どこ (誰) に相談していいのかわからない
相談できる人がいない
フライバシー保護に不安がある
で間や休日などに相談するところがない
その他
5.1
特に困ったことはない
無回答・無効票

資料 9-2 相談の際に困ることについて【複数回答可】

障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについては、「インターネット」の割合が最も高く、次いで「行政機関の広報誌、ホームページ」や「家族や親せき、友人・知人」の割合が高くなっています。

資料 9-3 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについて【複数回答可】



<18 歳未満調査>

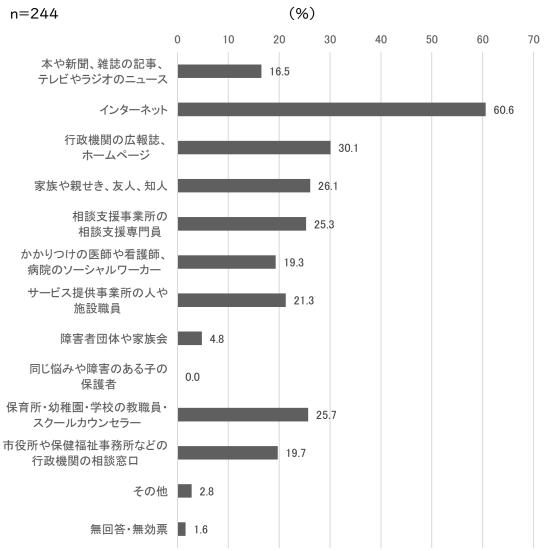
相談相手については、「家族や親せき」の割合が高く、次いで「保育所・幼稚園・学校の教職員・スクールカウンセラー」や「同じ悩みや障害のある子の保護者」の割合が高くなっています。

資料 9-4 相談相手について【複数回答可】

n=244 (%) 10 20 30 40 50 60 70 80 家族や親せき 73.5 友人•知人 39.8 保育所・幼稚園・学校の教職員・… 58.6 医師・病院のソーシャルワーカー・… 42.2 福祉施設の職員 17.3 民生委員・児童委員 ▮ 0.8 市役所の職員 30.1 県鎌倉保健福祉事務所 ▮ 0.8 同じ悩みや… ボランティア・NPOの職員 0.8 サービスを供給している… 33.3 相談支援事業所 19.3 子育て支援センター ■ 2.8 教育センター 4.8 その他 3.2 特に相談する相手はいない ■ 2.0 無回答・無効票 ■ 1.2

障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから得ているかについては、「インターネット」の割合が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」や「行政機関の広報誌、ホームページ」の割合が高くなっています。

資料 9-5 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから 得ているかについて【複数回答可】



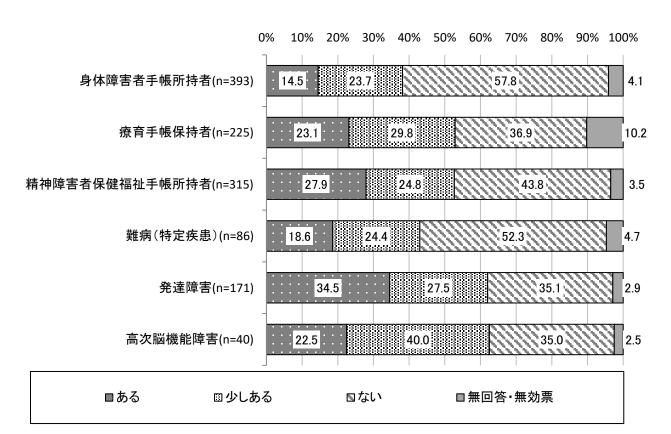
<18 歳以上調査>

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ない」の割合が最も高い一方で、4割半ばが「少しある」か「ある」と回答しています。

n=879 70% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 80% 90% 100% 25.5 21.3 5.6 ■ある □少しある □ない ■無回答·無効票

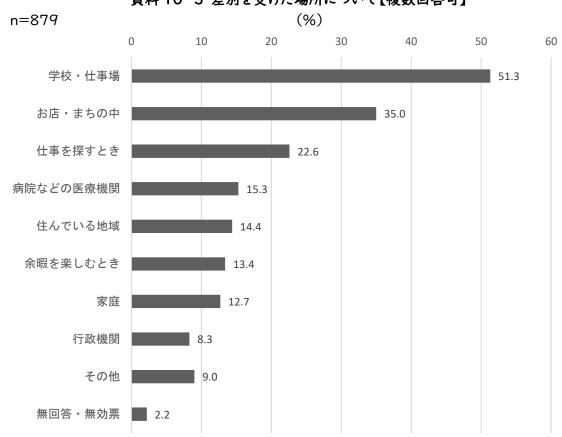
資料 10-1 障害を理由に差別を受けた経験について

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、障害別に見ると、「ある」は、発達障害の割合が高く、「ない」は、身体障害者手帳所持者、難病(特定疾患)が高くなっています。



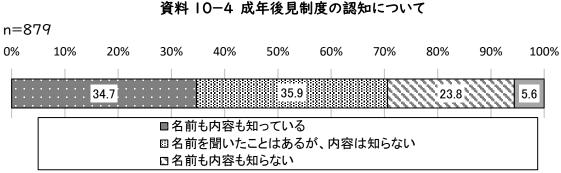
資料 10-2 障害を理由に差別を受けた経験について(障害別)

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校・仕事場」の割合が最 も高く、次いで「お店・まちの中」や「仕事を探すとき」の割合が高くなっています。



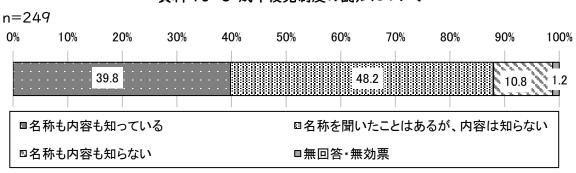
資料 10-3 差別を受けた場所について【複数回答可】

成年後見制度を知っているかについては、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。



<18 歳未満調査>

成年後見制度を知っているかについては、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名称も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。

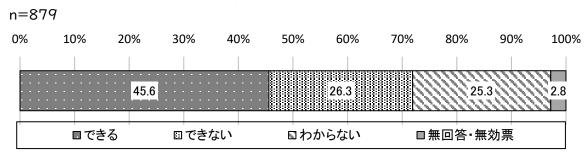


資料 10-5 成年後見制度の認知について

(11) 災害時について

<18 歳以上調査>

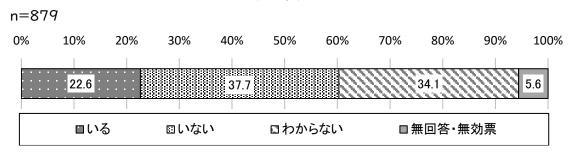
火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できるかについては、「できない」または 「わからない」の割合が約5割と高くなっています。



資料 | | - | 災害時にひとりで避難できるかについて

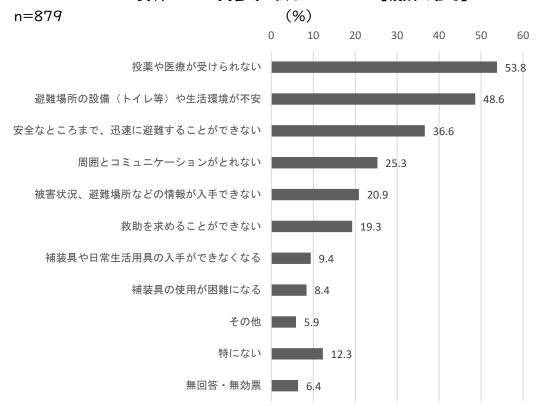
家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時に、近所であなたを助けてくれる 人はいるかについては、約4割が「いない」と回答しています。

資料 II-2 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる 人がいるかについて



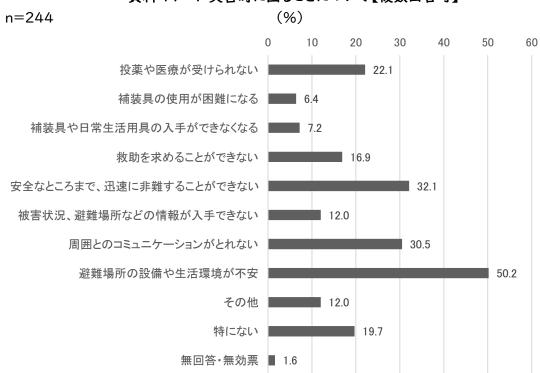
災害時に困ることがあるかについては、「投薬や医療が受けられない」の割合が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高くなっています。

資料 11-3 災害時に困ることについて【複数回答可】



<18 歳未満調査>

災害時に困ることがあるかについては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」の割合が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」や「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。



資料 11-4 災害時に困ることについて【複数回答可】

4 障害福祉サービス提供実態調査結果(概要版)

I 調査の概要

(1) 調査の目的

令和6年度からの第4期鎌倉市障害者基本計画及び第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画を含む)策定の基礎資料として、調査を実施しました。

(2) 調査対象

鎌倉市内で障害福祉サービスを実施している法人等

(3)調查期間

令和5年1月30日から令和5年2月6日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回収率
80 通	46 通	57.5%

(6) 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率 (%) で示してあります。また、 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場 合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と 単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、 複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、 表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法 です。
- ・各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適 さないため、サンプル数が IOより少ない項目は参考として表示し、分析から除外し ています。

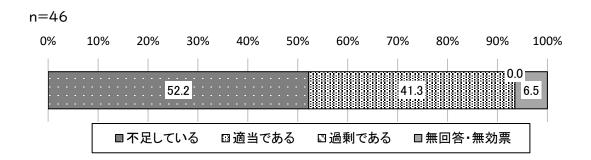
Ⅱ 調査結果

(1) 事業所の運営状況について

法人の種類では、「営利法人(株式会社、有限会社など)」の割合が約5割と最も高く、次いで「NPO法人」が約3割、「社会福祉法人」が約1割と高くなっています。

資料 I-I 法人の種類

現在の職員の過不足については、「不足している」が約5割と最も高く、次いで「適当である」が約4割と高くなっています。



資料 1-2 職員の過不足について

不足している職種と人数については、「ヘルパー(生活支援員、世話人等を含む)」の 割合が最も高くなっています。

資料 I-3 不足している職種と人数について

単位:人数

		不足している人数
1	ヘルパー(生活支援員、世話人含む)	18
2	介護スタッフ	3
3	サービス管理責任者	3
4	看護師スタッフ	2
5	相談支援専門員	2
6	訪問介護員	2
7	児童指導員	2
8	職業指導員	2
9	保育士	2
10	ドライバー兼務支援員	1
11	指導員	1
12	児発管	1
13	就労支援員	1
14	事務員	1

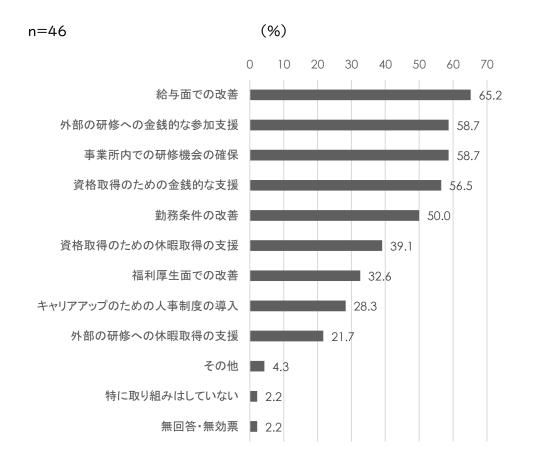
職員の採用はどのようにしているかでは、「ハローワーク」の割合が最も高く、次いで「求人広告」や「知人の紹介」の割合が高くなっています。

n=46 (%) 0 10 20 30 40 50 60 ハローワーク 54.3 求人広告 知人の紹介 45.7 学生実習を通じて知人の紹介 6.5 その他 30.4 無回答・無効票 ■■■ 6.5

資料 1-4 職員の採用方法について【複数回答可】

職員定着のために行っている取り組みでは、「給与面での改善」の割合が最も高く、次いで「外部の研修への金銭的な参加支援」と「事業所内での研修機会の確保」の割合が高くなっています。

資料 1-5 職員定着のために行っている取り組みについて【複数回答可】



障害者の虐待防止のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「職員の研修」の割合が最も高く、次いで「利用者や家族の声を聞く」や「職員の勤務状況等のチェック」の割合が高くなっています。

n=46 (%)

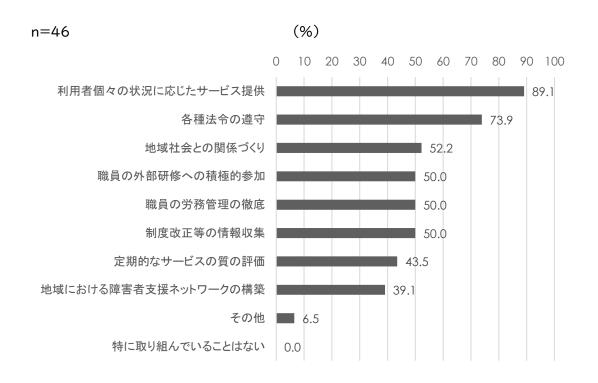
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90

職員の研修
利用者や家族の声を聞く
職員の勤務状況等のチェック
第三者によるチェック
その他
取り組んでいない 0.0

資料 1-6 障害者の虐待防止のための取り組みについて【複数回答可】

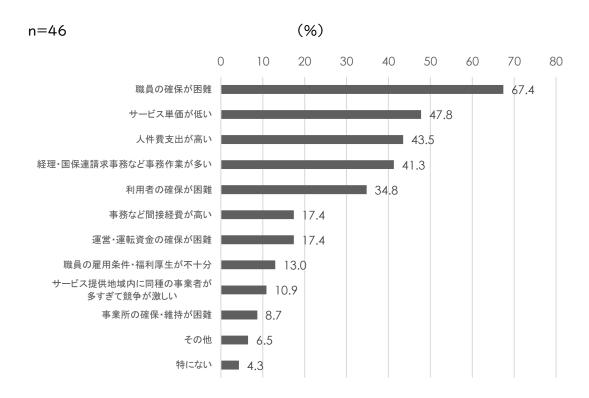
サービスの質の向上及び適正な事業運営のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「利用者個々の状況に応じたサービス提供」の割合が最も高く、次いで「各種法令の遵守」や「地域社会との関係づくり」の割合が高くなっています。

資料 I-7 サービスの質の向上及び適正な事業運営のための取り組み について【複数回答可】



事業運営上の問題点・課題では、「職員の確保が困難」の割合が最も高く、次いで「サービス単価が低い」や「人件費支出が高い」の割合が高くなっています。

資料 1-8 事業運営上の問題点・課題について【複数回答可】



(2) 事業展開について

現在提供しているサービスも含め、今後のサービス提供の方向性については、新規参入する予定のサービスでは「就労継続支援(A型)」や「就労継続支援(B型)」が最も多く、現在サービスを提供中で、事業を拡大する予定のサービスでは「共同生活援助(グループホーム)」が多くなっています。

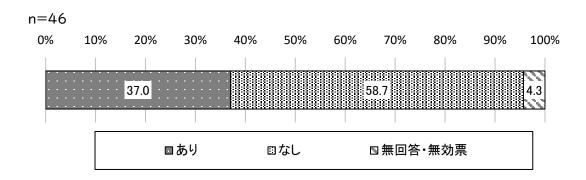
資料 2-1 今後のサービス提供の方向性について

单位:事業所数

	サービスの種類	規	拡大	現状維持	縮小	廃止	予定なし
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	0	2	12	1	0	11
2	重度訪問介護	0	0	5	3	0	13
3	同行援護	0	0	3	0	0	16
4	行動援護	0	0	3	0	0	15
5	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	17
6	短期入所 (ショートステイ)	0	0	4	0	0	13
7	福祉型強化短期入所	0	0	0	0	0	17
8	生活介護	0	1	5	0	0	11
9	療養介護	0	0	1	0	0	16
10	自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	17
11	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	17
12	宿泊型自立訓練	0	0	1	0	0	16
13	就労移行支援	0	2	0	0	0	17
14	就労継続支援(A型)	3	0	3	0	0	16
15	就労継続支援(B型)	3	1	2	0	0	16
16	施設入所支援	0	0	2	0	0	15
17	共同生活援助(グループホーム)	0	3	7	0	0	12
18	日中サービス支援型共同生活援助	0	0	0	0	0	17
19	地域活動支援センター	0	0	6	0	0	15
20	移動支援	0	2	4	0	0	14
21	日中一時支援	0	0	2	0	0	16
22	特定相談支援(計画相談)	1	1	7	2	0	11
23	一般相談支援(地域移行支援)	0	0	1	0	0	16
24	一般相談支援(地域定着支援)	0	0	1	0	0	16
25	児童発達支援	0	2	2	1	1	16
26	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	17
27	放課後等デイサービス	0	2	4	1	0	16
28	保育所等訪問支援	0	2	0	0	0	17
29	福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0	17
30	医療型障害児入所施設	0	0	1	0	0	16
31	障害児相談支援	0	1	6	1	1	13
32	就労定着支援(30年度新設)	0	0	1	0	0	17
33	自立生活援助(30年度新設)	0	0	0	0	0	17
34	居宅訪問型児童発達支援(30年度新設)	0	0	0	0	0	17
35	共生型サービス (30年度新設)	0	0	0	0	0	17

直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスの有無については、「特になし」が 約6割と高い一方で、約4割は「あり」と回答しています。また、新規参入を検討したサー ビスでは、「共同生活援助(グループホーム)」が最も多くなっています。

資料 2-2 直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスについて



単位:事業所数

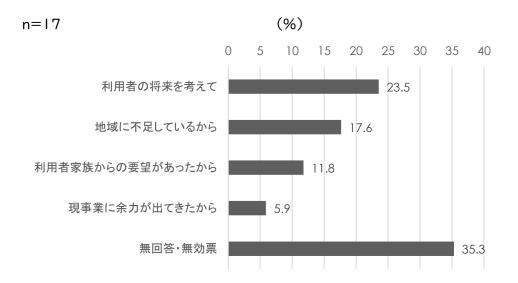
	平位, 尹禾//	
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	2
2	重度訪問介護	1
3	同行援護	0
4	行動援護	0
5	重度障害者等包括支援	0
6	短期入所 (ショートステイ)	1
7	福祉型強化短期入所	1
8	生活介護	2
9	療養介護	0
10	自立訓練(機能訓練)	0
11	自立訓練(生活訓練)	1
12	宿泊型自立訓練	0
13	就労移行支援	0
14	就労継続支援(A型)	0
15	就労継続支援(B型)	1
16	施設入所支援	0
17	共同生活援助(グループホーム)	4
18	日中サービス支援型共同生活援助	0
19	地域活動支援センター	1
20	移動支援	0
21	日中一時支援	0
22	特定相談支援(計画相談)	3
23	一般相談支援(地域移行支援)	0
24	一般相談支援(地域定着支援)	0
25	児童発達支援	0
26	医療型児童発達支援	0
27	放課後等デイサービス	0
28	保育所等訪問支援	0
29	福祉型障害児入所施設	0
30	医療型障害児入所施設	0
31	障害児相談支援	0
32	就労定着支援(30年度新設)	0
33	自立生活援助(30年度新設)	0
34	居宅訪問型児童発達支援(30年度新設)	0
35	共生型サービス (30年度新設)	0

新規参入・拡大を検討した場合の課題や問題点では、「人員体制の確保」の割合が 最も高く、次いで「事業運営の採算性」や「事業に合う物件(土地・建物)の確保」の割 合が高くなっています。

n=17(%) 10 20 30 40 50 60 70 人員体制の確保 事業運営の採算性
■ 52.9 事業に合う物件の確保 47.1 初期投資の負担 35.3 利用者の確保 指定・運営基準のクリア 17.6

資料 2-3 新規参入・拡大に当たっての課題や問題点について【複数回答可】

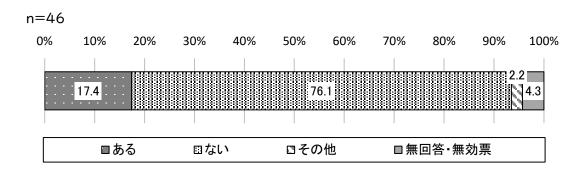
サービスの新規参入、拡大を考えたきっかけでは、「利用者の将来を考えて」の割合 が最も高く、次いで「地域に不足しているから」や「利用者家族からの要望があったから」 の割合が高くなっています。



資料 2-4 新規参入・拡大を考えたきっかけについて

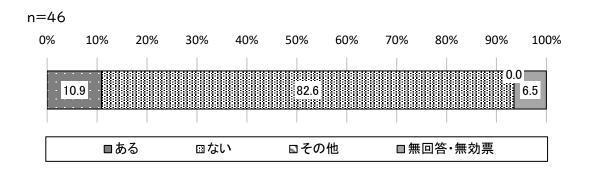
地域生活支援拠点事業への参入については、「ない」の割合が最も高くなっています。

資料 2-5 地域生活支援拠点事業参入への検討について



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る事業を法人内で検討しているかについては、「ない」の割合が最も高くなっています。

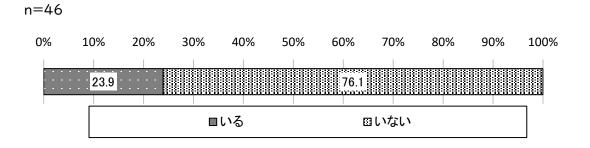
資料 2-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討について



(3) 利用者について

強度行動障害と思われる利用者がいるかについては、「いない」の割合が最も高くなっています。

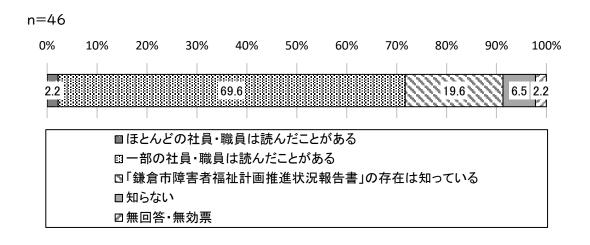
資料 3-1 強度行動障害の利用者の有無について



(4) 鎌倉市の障害福祉について

鎌倉市障害者基本計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画に定めた個別施策や事業の推進状況をチェックするために毎年作成している「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて、「一部の社員・職員(管理職等)は読んだことがある」の割合が約7割と最も高く、次いで「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の存在は知っている」が約2割、「ほとんどの社員・職員(現場レベル)は読んだことがある」が約1割となっています。

資料 4-1 「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて



5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

平成25年6月24日条例第6号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく鎌倉市障害者基本計画並びに障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 88条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基 づく鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項
 - (2) その他障害者福祉施策の推進に関する事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
 - (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
 - (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市民

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の 翌々年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- I この条例は、平成25年7月 I 日(以下「施行日」という。)から施行する。
 - (委員の任期に関する特例)
- 2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

付 則(平成29年3月30日条例第45号)

(施行期日)

- Ⅰ この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 - (委員の任期に関する特例)
- 2 施行日において現に在職する委員及び同日以後最初に委嘱される委員の任期満了の日は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日とする。

6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

平成25年7月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例(平成25年6月条例第6号)第 6条の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織 及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

- 第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これ を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第6条 委員会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。 (その他の事項)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月30日規則第56号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

令和5年度(2023年度)

所属等	氏 名	備考
社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団 よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長	秋元 孝誠	
ドクターゴン鎌倉診療所 院長	今井 一登	
一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 常任理事	うじいえ ひろし 氏家 博	
社会福祉法人 ラファエル会 鎌倉薫風 施設長	太田 顕博	副委員長
地域活動支援センター ひかり 施設長	笠間 玲子	
社会福祉法人聖テレジア会鎌倉療育医療センター 小さき花の園 相談支援部 係長	************************************	
神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 講師	きょかわ まなぶ 岸川 学	委員長
鎌倉市肢体不自由児者父母の会 会長	國分 哲男	
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会 あんしん生活係 主事	高橋 裕子	
かまくら福祉・教育ネット	橋本 美津子	
鎌倉清和園 施設長	林雅之	
神奈川県立鎌倉支援学校	高かわ さとし 府川 総	
就労サポートセンターねくすと 施設長	され を そのこ 八木 苑子	
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課長	横溝由佳	
市民	わだ なおこ 和田 直子	

(50 音順·敬称略)

8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨·設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。)

に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市 障害者福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定め るものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (I) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部およびこどもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長
- 2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会長及び部会員は、議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。
- 4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成 19年 12月 28日)から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成20年4月1日)から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成21年4月1日)から施行する。

9 用語解説

用語	説明	掲載箇所
あ行		
ICT(情報通信 技術)	ICT は「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。	基本
アウトリーチ型支援	支援が必要な人々や地域に主体的に働きかけ、支援やサービスを提供する取組のこと。	基本
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者に対し、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズに即して行う支援。	基本 7サ
意思決定支援	意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能とな	基本
一般就労	るように、その人を支援することやその仕組み。 障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。 一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」と	7サ 基本
	いう。	7 +
医療型児童発達 支援	障害福祉サービスのひとつ。障害のある児童を通所させて、日常生活 の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併	基本
	せて、治療を行う。	7サ
医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。	基本
		7サ
インクルーシブ教育	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。また、自己の生活する地域において初等中等	基本
	教育の機会が与えられること。	
ADHD (注意欠 陥·多動症)	通常の年齢や発達に不釣合いな注意力の欠如、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で学業や日常生活、社会的活動に支障をきたすもの。	基本
SDGs 未来都市	SDGs の理念に沿い持続可能な開発を実現しつつ経済・社会・環境の 3 つの側面から新たな価値を創出する取り組みを推進しようとする	基本
	都市・地域の中から、特に優れた取り組みを提案する自治体として政府から選定される都市・地域を指す。	7 サ

1.2-		
か行	人 伽 45 5 5 45 20 25 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
学習障害(限局	全般的な知的発達に遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、	基本
性学習症、LD)	計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい	
14 + 11 18 45 L BB	困難を示す様々な状態。	
神奈川県能力開	知的障害のある人に2年間の中で基礎的な技能訓練を実施し、生活	基本
発センター 	習慣や労働習慣、職業人としてのマナーを体得するための訓練を行う	
	全寮制の施設。職業能力開発法に定められた認定職業訓練を行うこ	
	と目的とした職業訓練法人として運営されている。入所には公共職業	
	安定所(ハローワーク)に申込を行い、また宿泊型自立訓練事業のサ	
	ービス利用のため、市町村より自立訓練の支給決定を受ける必要が	
	ある。	
基幹相談支援セ	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機	基本
ンター	関。総合相談·専門相談、権利擁護·虐待防止、地域移行·定着、地域	2 2.47
	の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。	7サ
教育相談コーディ	子どもの困っている状況への気付きから支援までをスムーズにつなげ	基本
ネーター	るための中心的な存在。「困っている子」に関わる様々な人から情報	本 本
	を集め、具体的支援 をチームで考える上で、大きな役割を果たすこと	
	になる。神奈川県では、「自らの力では解決することが難しい課題	
	(教育的ニーズ)を抱えている」すべての子どものニーズに適切に対	
	応していく学校教育を目指す「神奈川の支援教育」の考え方に基づき	
	「教育相談コーディネーター」を県域の公立小・中学校及び県立学校	
	に配置している。	
共生型サービス	介護保険サービス事業所 (障害福祉サービス事業所) が、障害福祉	++ L
	サービス(介護保険サービス)を提供しやすくするために設けられた制	基本
	度。この制度により、障害者が 65 歳以上になっても、従来から障害福	
	祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。 高齢者だけで	
	なく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互	
	いの暮らしが豊かになる。といったように、各地域で発生している課題	
	の解決や掲げている目標の達成の一助となることが期待されている。	
共同生活援助	障害福祉サービスのひとつ。共同生活が行なわれる住居で、夜間や	
(グループホー	休日に相談や日常生活上の援助を行う。	基本
۵)		7サ
	頻度と形で出現している状態のこと。	基本
		7 サ
 居宅介護	障害福祉サービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を	. ,
	行う。	基本
		7 +
		• /

居宅訪問型児童	障害福祉サービスのひとつ。重度の障害の状態等にある障害児であ	基本
発達支援 	って、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出すること	
	が著しく困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基	7サ
	本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な	
	訓練等を行うもの。	
ケアラー	高齢、身体上又は精神上の障害や疾病等により援助を必要とする親	基本
	族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上	本 本
	の世話その他の援助を提供する者。	
計画相談支援	障害福祉サービスのひとつ。福祉サービスの支給決定時等にサービ	# 4
	ス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況につ	基本
	いての検証を行い計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等	7 サ
	との連絡調整を行い、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支	
	援するもの。	
圏域ネットワーク	 横須賀三浦圏域 (横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町)のネ	
	ットワークのこと。	7サ
 権利擁護	 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わ	
	 って、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。	基本
		7サ
 高次脳機能障害	│ │ 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、	, ,
	注意、遂行機能、社会行動などの認知機能(高次脳機能)に障害が	基本
	起きた状態。	
 行動援護	でこれが。 障害福祉サービスのひとつ。知的障害や精神障害により、自分一人で	
门划及设	行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害者が受ける	基本
	ことのできる支援。主に、外出時の危険回避、外出の前後の着替え	7 +
	や移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必	7 ')
	要な援助を行う。	
	安は扱助を1] 7。 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的	
口性叫他思	障害のめる人が日常生冶や社会生冶を送る上で効けてなる社会的 障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。	基本
	1 平土 とっへ ハホヽ/にゅ/ヾー、イント//b ヤ~//\/ ひ く i j 1 / /1 v る i b / 思 v / こ C 。 	7#
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めよ	7 サ
\(\int_{\infty}\)\(\tau		基本
	うとコミュニケーションを取り、支え合うこと。	
	>=	7#
コミュニケーショ	言語や対人スキルに問題があり、適切なコミュニケーションが難しい	基本
ン障害 	障害。 	
さ行		
作業療法士	身体または精神に障害のある人に、医師の指示の下、手芸、工芸その	± ★
	他の作業を通じ、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を目	基本
	的に日常生活活動や職業関連活動、その他福祉用具や住環境への	

-		
	適応訓練などを行う。医療のみならず福祉や教育分野などの場にお	
	いても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職のこと。	
サピエ図書館	視覚障害の人や視覚による表現の認識に障害のある人に対して、日	基本
	本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会	本 平
	が運営するインターネット上の電子図書館。点字やデイジーデータを	
	はじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などを提供するネットワーク	
	として全国の視覚障害者情報提供施設(点字図書館)や公共図書	
	館、ボランティア団体、大学図書館などの施設や団体が加盟し、情報	
	を必要とする多くの人へサービスを行っている。	
施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護	# 4
	等を行う。	基本
		7サ
自治体 SDGs	自治体による SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市	
モデル事業	 を SDGs 未来都市として選定し、その中でも特に先導的な取組事業	基本
	のことを指す。	7サ
	いじめや不登校、発達障害などの諸課題への組織的対応の中心とな	
諭	り、担任等への支援、関係機関や地域との連携の窓口、教育相談に	基本
P43	関する取組などを担う教員のこと。	
 児童発達支援	障害福祉サービスのひとつ。障害のある未就学児の日常生活の基本	
为主为之人认	的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う。	基本
	33311 × 311 0 × (7)	7 +
 児童発達支援セ	 障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識	,
ンター	や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中	基本
	核的な療育支援を行う通所施設。	7 +
白朗フペクトラム	「自閉症」「アスペルガー症候群」「広汎性発達障害」の総称。	1.)
直閉スペンドラム 症(ASD)	「日闭症」・アスペルカー症候件」・広が住先達障害」の総例。	基本
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁(バリ	
化云切牌型	障害のある人にとうで、日帝王冶で社会王冶を返る王で障壁(ハリー ア)とされるもののこと。社会における事物(利用しづらい施設や設備	基本
	アノこされるもののこと。社会におりる事物(利用しつらい他設で設備 など)、制度(利用しにくい、わかりにくい制度など)、慣行(障害のあ	C II
		7 サ
	る方への思いこみなど)、観念(障害のある人への偏見など)などの	
礼人河礼幼子人	社会における生活のしづらさが当たる。	
社会福祉協議会	社会福祉法において社会福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉との批准を図るるとも見知とせる社会記述は、人物も持つ団体と規定	基本
	祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人格を持つ団体と規定。	
	国・都道府県・市町村において組織化され(市町村においては昭和	7 サ
	58年(1983年)に法制化)「住民の福祉活動の支援」と「住民の福	
	祉活動の協働」を基本の柱に小地域福祉活動(小地域ネットワーク	
	活動を含む)、総合的な相談事業、ボランティアセンターを中心とした	
	ボランティア活動の推進や当事者の組織化、また配食サービスや家事	
	援助サービス、訪問介護など在宅福祉サービスの実施等を業務とし 	
	ている。	

重症心身障害	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害のこと。	基本
	[변·다 컨 숙마/ 컨 서 구 / 다 서 다 시 다 시 시 시 시 시 시 시	7#
住宅確保要配慮	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な	基本
者	人及びその世帯。配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸 住宅の供給の促進に関する法律、省令に定められている。	
重度障害者等包	障害福祉サービスのひとつ。介護の必要性がとても高い人に、居宅介	
重及(準告省 寸 C) 括支援	護等複数のサービスを包括的に行う。	基本
10 × 1%	吸引及数ググクーと小と自治が行う。	7 +
重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要	, ,
	とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動	基本
	支援などを総合的に行う。	7 サ
就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一	
	定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を	基本
	行う。	7 サ
就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く	# +
	場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行	基本
	う。雇用契約を結び利用する「A 型」と、雇用契約を結ばないで利用	7サ
	する「B 型」の 2 種類がある。	
就労選択支援	障害福祉サービスのひとつ(令和7年度(2025年度)新設)。障害者	7 +)
	本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセ	, ,
	スメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った	
Lb W L M L M	選択を支援する。	
就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障害者が職場に定着でき ストンのように対策の大阪をある。	基本
	るよう、助言・指導等の支援をする。	
 	中中の女社がは似ての仏のか白の小台によりマソホルとねて無迷仏	7#
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的 なま探の庶人な総合的に言まれる。 陰実短礼サービス等ものはるよ	7 サ
	な支援の度合を総合的に示すもの。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。	
障害児相談支援	では、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	
1千口儿们或又1次	接・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計	基本
	画を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を	7 +)
	行い計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等との連絡調整	, ,
	を行い、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するもの。	
障害者虐待防止	市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設に	44 1
センター	おいて、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすように	基本
	することとされている。	
	その具体的な業務は次のとおり。	

	I 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関	
	する通報又は届出の受理	
	2 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を	
	受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言	
	3 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発	
障害者支援協議	地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をは	基本
会	じめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談	基 华
	支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が	7サ
	設置・運営するもの。	
障害者職業能力	身体障害者や知的障害者、精神障害者等に対して、その能力に適応	#+
開発校	した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための公共職業能力開	基本
	発施設のこと。職業能力開発促進法第十六条に基づき国及び都道	
	府県が設置している。	
障害者の定義	障害者基本法で、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含	# 4
	む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的	基本
	障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける	
	状態にあるものをいう。	
情報バリアフリー	情報通信の発展に伴い生じる高齢者、障害者等の利用面でのバリア	#+
	を解消すること。	基本
自立訓練(機能	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができ	# *
訓練·生活訓練)	るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓	基本
	練を行う。	7サ
自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし	# *
	等を始める障害者を支援する。	基本
		7サ
人工喉頭	喉頭がん、咽頭がん、食道がんなどで喉頭を摘出された方、人工呼吸	
	器の使用などで気管切開をされた障害者の発声補助器具。	7 +
心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の"こころ"の問題に	++ -1-
	アプローチする心の専門家。	基本
ストーマ装具	人工肛門や人工膀胱を増設した際にその開口部(ストーマ)から排泄	++ -1-
	される便や尿を貯留するための装具類。ストーマ装具は健康保険の	基本
	適用外だが、身体障害者手帳所持者は日常生活用具給付事業の対	7 サ
	象となる。	
生活介護	障害福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、	# 4
	排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機	基本
	会を提供する。	7 サ
<u> </u>		

生活困窮	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、	基本
	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる	基 本
	おそれのある者。	
成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を 守る援助者を	# 4
	選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任さ	基本
	れた援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助	7サ
	を行う。	
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほ	#+
	か、サービス利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研	基本
	修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支	7サ
	援専門員を置く必要がある。	
相談支援包括化	相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支	# +
推進員	援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との	基本
	連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等	
	の業務を行う者。	
ソーシャルスキル	人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキ	# ★
トレーニング	ルを身につける訓練のことを指す。発達障害のある子どもなどに対し	基本
	て効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられてい	
	る。	
た行		
ダブルケア	子育てと親の介護が同時期に発生する状態。	基本
たん吸引器	障害や加齢による体力の低下のため、自力でたんや唾液などの分泌	7 H
	物を吐き出せない人の手助けをして体外へ出す装置。	7 1
短期入所(福祉	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、	# +
型·医療型)	短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	基本
		7サ
地域移行支援	障害福祉サービスのひとつ。施設に入所している障害者又は精神科	# +
		基本
I	病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談	- 1
	病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談 や助言を行う。	- 1
地域共生		
地域共生	や助言を行う。	基本
地域共生	や助言を行う。 制度·分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え	
地域共生	や助言を行う。 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代	基本
地域共生地域定着支援	や助言を行う。 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、	基本 7サ
	や助言を行う。 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すこと。	基本
	や助言を行う。 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すこと。 障害福祉サービスのひとつ。地域で一人暮らしをしている障害者と連	基本 7サ

地域連携ネットワ	地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整		
-2	備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につな	基本	
	ける地域連携の仕組み。		
チック症	不規則で突発的な体の動きや発声が、本人の意思とは関係なく繰り		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	返し起きてしまう疾患。	基本	
 聴覚障害者用	生活に不可欠な情報をフラッシュ光・振動・アラーム音に変えて知らせ		
屋内信号装置	る装置。	7 サ	
通級指導教室	学校教育法施行規則に基づく、障害に応じた特別の指導を特別の場		
一	で行う特別支援教育の形態。小・中学校に通う比較的障害の程度が	基本	
	軽い子どもが、通常の学級に在籍しながらその子の障害特性に合っ		
	た「通級による指導」という個別の指導を受けるための教室。		
 デイジー図書	デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information		
ノーノ 凸盲	System の略で、視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害に	基本	
	より視覚による表現の認識が困難な人のために制作されるデジタル 図書の国際無準規格で制作された電子書籍の総称な状ままれた。		
	図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称を指す。読みたい		
	章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、音		
-,-,-	声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等がある。		
同行援護	障害福祉サービスのひとつ。視覚障害により、移動に著しい困難を有	基本	
	する障害者等につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必		
	要な情報を提供するサービス。	7+	
特殊寝台	一般的には「介護ベッド」または「電動ベッド(ギャッチベッド)」と言わ	7 サ	
	れる。特殊寝台は、背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能や、	, ,	
	床板の高さが無段階に調整できる機能を持ったもの。		
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に	基本	
	置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒の	本 中	
	ために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒		
	は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のため		
	の指導を受ける。		
特別支援学校	学校教育法に規定され、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢	# 4	
	体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学	基本	
	校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学		
	習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能		
	を授けることを目的とした学校。視覚障害教育部門、聴覚障害教育部		
	門、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、病弱教育部門、訪問		
	教育部門など学校ごとに教育を行う部門がある。特別支援学校は在		
	 籍する幼児児童生徒に教育を行うのみならず、地域の幼稚園、小・		
	│ │中・高等学校に在籍する幼児児童生徒の教育に関する助言・支援な		
	どのセンター機能も担う。		
は行			

8050 問題	80 代の親が、ひきこもり状態の 50 代の子どもの生活を支え、経済的	
	にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。	基本
発達支援コーディ	支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けら	# +
ネーター	れるよう、幼稚園、保育所等において発達支援の中核となる職員。	基本
		7サ
発達性協調運動	自閉スペクトラム症や注意欠如多動症(ADHD)と同じ発達障害で、	# ★
障害(DCD)	同じグループのものと考えるとわかりやすい。DCD は、大きな病気や	基本
	怪我がないのにもかかわらず、運動の不器用さが極めて大きい障害	
	のこと。	
ピアサポーター	「ピア」とは「仲間」という意味。「ピアサポーター」とは、自分の精神障	基本
	害や精神疾患の体験を活かし、ピア(仲間)として支え合う活動をす	本 本
	る人たちのことを指す。「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や	7サ
	悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング、	
	「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。	
福祉的就労	一般企業での就労が困難な人などが福祉的な支援を受けて就労す	基本
	る働き方。主に障害者総合支援法に規定される自立支援給付の就労	本 本
	継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所、また地域生活支援	
	事業の地域活動支援センターなどにおいて生産的活動に当たる。就	
	労継続支援A型事業所以外は雇用契約を結ばないため、各種労働	
	関係法の適用とならず賃金ではなく工賃を得る形になる。福祉的就	
	労は一般就労に向けた訓練の場や働くことで生きがいを持つという	
	側面がある。	
腹膜透析	自宅等において腹腔内に留置したカテーテルを介し、透析液を注入し	基本
	一定期間貯留させ血液中の老廃物を透析液に移動させることにより、	坐 个
	腎不全の治療として血液浄化を行う方法。一般的に週3回医療機関	
	に通院して行う血液透析と比べ、時間的な制約が少ないなどのメリッ	
	トがある。	
ペアレントメンタ	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定	基本
_	のトレーニングを受けた親。	坐 本
ペアレント・トレー	保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得しながら、	基本
ニング	子どもとのより良い関わり方を学び、日常の子育ての困りごとを解消	坐 个
	し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。	7サ
保育所等訪問支	障害福祉サービスのひとつ。保育所等に通う障害のある児童につい	基本
援	て、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等のスタッ	至平
	フに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の	7サ
	指導等を行う。	
放課後等デイサ	障害福祉サービスのひとつ。学校通学中の障害のある児童を通所さ	基本
ービス	せて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のた	坐件
	めの訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進する	7サ
	とともに、放課後等の居場所づくりを行う。	

法定雇用率	従業員が一定数以上の規模の事業者に求められる、政令で定められる る雇用すべき障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)の割	基本
	合。	
ま行		
盲ろう	目(視覚)と耳(聴覚)の両方に障害を併せもつこと。	基本
や行		
ユニバーサルデ	障害のある人だけでなく、年齢・性別・人種等にかかわらずすべての	44 1
ザイン	人に使いやすい製品・環境・情報のデザインを目指す考え方。	基本
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認	
	められる児童。	7 サ
要約筆記者	要約筆記は、聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている	14 1
	内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話とし	基本
	ない中途失聴者・難聴者などを対象とする。要約筆記作業に従事する	7サ
	通訳者のことを要約筆記者と呼ぶ。	
横須賀三浦圏域	横須賀三浦圏域とは、横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町の	
	ことを指す。	7 サ
ら行		
理学療法士	怪我や高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人に、	# 4
	医師の指示の下、運動機能の維持・改善、基本的動作の回復を目的	基本
	に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的療法を行う。医療のみなら	
	ず福祉、教育分野などの場でも支援を行う国家資格のリハビリテーシ	
	ョン専門職。	
療養介護	障害福祉サービスのひとつ。病院等の医療機関に長期間入院してい	#+
	る障害者で、医療と併せて常時介護を必要とする人に対し、主として	基本
	昼間に、次のようなサービスを提供する。	7サ
	I 機能訓練(レクリエーションも含む)、療養上の管理、看護	
	2 食事、入浴、排せつ、着替えなど、医学的管理の下に行われる介助	
	3 日常生活上の相談や支援	
	また、療養介護サービスの一環として提供される医療行為について	
	は、療養介護医療(医療保険適用)として提供される。	
レスパイト	在宅で障害のある人などを介護している家族の負担軽減やリフレッシ	#+
	ュのため、短期入所(ショートステイ)などのサービスの利用により介	基本
	護の代替を受け休息等を図ることを指す。	7 +

[※]基本 第4期鎌倉市障害者基本計画

^{※7}サ 第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画)

平和都市宣言

われわれは、

日本国憲法を貫く平和精神に基いて、 核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、 全世界の人々と相協力してその実現を期する。 多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、 ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48年 11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、 わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたく したちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたち の鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、こ こに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市制に参加し、住 民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- I わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- I わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- I わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識 と善意をもって接します。

第4期鎌倉市障害者基本計画

(令和6年度(2024年度)~令和 11年度(2029年度))

令和6年(2024年)3月発行

発 行:鎌倉市

編 集:健康福祉部 障害福祉課

鎌倉市御成町 18番 10号

TEL:0467-23-3000(内線 2693)

FAX:0467-25-1443